

2019年度大津市予算編成にあたっての政策要望

日本共産党大津市議員団

はじめに.....	4
政策調整部.....	5
1. 平和への取り組みを.....	5
2. 原発から市民の健康・安全を守ること.....	5
3. 行政主導でのシェアリングエコノミー推進はやめること.....	5
4. マイナンバー制度の利用拡大はしないこと.....	6
5. 庁舎整備について市民意見を反映させ早期の検討を.....	6
6. 市民の権利を尊重し、開かれた市政運営を.....	6
7. 葛川地域の地域振興を.....	7
総務部	7
1. 平和への取り組みを.....	7
2. 市民の生活と人権を守る行政運営を.....	8
3. 市民福祉を守る自治体労働者の雇用条件の改善を.....	8
4. 消費税増税に反対すること.....	9
5. 地域経済を支える市内中小企業への支援を.....	9
6. 災害に強いまちづくりを.....	9
7. 参政権を保障する投票率向上の取り組みを.....	11
市民部	11
1. 市民生活を支える行政サービスの充実を.....	11
2. 地域安全・住民自治の発展の促進を.....	12
3. 「市民が主人公」の立場に立ったまちづくりを.....	12
4. いじめを乗り越え、安心して学べる学校・地域社会づくりを.....	13
福祉子ども部.....	14
1. 安心して子育てできる環境整備を.....	14
1) 子どもの権利を保障する就学前保育・教育の実施を.....	14
2) 豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を.....	15
3) 地域で安心して子育てができる支援を.....	16
2. 障がい者の権利条約に基づく施策の充実を.....	16
1) 障がい者の権利保障を基本とした取り組みの強化を.....	16
2) 精神障がい者・難病患者の支援の充実へ.....	18
3. 反貧困、人間らしい暮らしの支援へ.....	18
1) 必要な人が必要な支援を受けられる生活保護制度の充実を.....	18
2) 格差と貧困解消への積極的な取り組みを.....	19
健康保険部.....	19
1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充.....	19
2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善へ.....	21
1) 市民の命を守れる国民健康保険の運営を.....	21

2) 市独自助成の継続と高齢者医療改善の取り組みを	21
3. 市民が健やかな生活を送れる体制づくりを	22
1) 医療と福祉の連携で安心の体制を一医療・福祉の効果的なネットワーク強化へ	22
2) 市民の心身の健康を守る施策充実へ	22
3) 子どもたちの健やかな成長へ、支援体制の強化を	23
4) 市民の食の安全へ取り組みの強化を	23
5) 人と動物の豊かな共生社会に向けた取り組みを	23
産業観光部	24
1. 地域経済活性化への取り組み強化を	24
2. 農林水産業振興と食の安全・安心確保を	25
1) 自給率向上を目指した農林水産業の振興を	25
2) 市民本位の公設卸売市場のあり方検討を	27
環境部	27
1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を	27
1) 減量・リサイクルの本格的な取り組みと環境整備を	27
2) 産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を	28
2. 環境保全対策の充実・強化を	29
未来まちづくり部（都市計画）	30
1. 災害に備える安全なまちづくりへ	30
2. 安心して暮らせる住まいの確保を	30
3. まちづくりの一環として空き家対策の推進を	30
4. 環境破壊や近隣住民に不安を与える開発事業から市民を守るために	31
5. 市街地農地保全策の検討を	31
6. 景観保全や歴史的資源の活用で住民主体のまちづくりを	31
7. 駅周辺整備の適切な推進を	32
8. 安全・安心な公園・広場の維持管理を	32
9. ふれあいスポーツセンターの運営改善を	32
未来まちづくり部（建設）	32
1. 市民の交通・移動権を保障する地域公共交通の充実を	32
2. 道路、鉄道の安全性・利便性の抜本的向上を	33
3. 利用しやすい駐車場事業の推進を	33
4. 生活道路の整備促進を	34
5. 市道橋改修推進、安全維持の点検・管理を	34
6. 琵琶湖大橋は無料へ	34
7. 自然環境を破壊するダム整備でなく、流域治水と河川改修での治水対策を	34
企業局	34
1. いのちの水を守る水道事業の安定運営を	34
2. 市民負担に頼らない下水道事業の安定した運営を	35
3. 市民に安全・安心の継続したガス供給を	35
4. 市民のライフラインを守る職員の養成と職場環境の改善を	35
5. 生活困窮者に対する料金減免制度の創設を	36
教育委員会	36

1. いじめを乗り越え、子どもの権利条約に基づいた安心して学び成長できる学校へ.....	36
1) 子どもの権利条約を活かした学校づくりを.....	36
2) 一人ひとりが健やかに成長できる教育の保障を.....	37
2. 豊かな市民生活を育む文化施策の充実を.....	39
消防局	40
1. 基準消防力に見合った職員の増員と消防力の強化・充実を.....	40
2. 消防団、自主防災組織、地域の活動への支援充実を.....	40
3. 地区防災計画の策定に向けて、危機防災課とも連携した支援を.....	40
4. 火災報知器の設置促進の支援を.....	40
5. 人命最優先の救急体制を.....	41

はじめに

日本社会が直面している課題は深刻さを増している。その背景には、人口減少や貧困化が進んでいるにもかかわらず、巨大資本が国際競争に勝ち残るために血税を注ぎ込み、その一方で生活保護の削減をはじめ国民の暮らしを犠牲にする自公政権のゆがみがある。公文書の隠蔽、改ざんなど国民と国会を愚弄し、沖縄に象徴されるような地方の声を封殺する強権的なやり方は、すでにこの政権が末期症状にあることを示している。

地方自治体政策でも自治体職員の定数削減を迫り、臨時・非常勤職員を急増させてきた。安倍政権主導で叫ばれている「働き方改革」は、「働きがい」や「労働者の生活の充実」という社会政策の一環ではなく、経済の成長戦略に組み込まれている。この動きは公務分野も例外でなく、民間同様に成果・業績主義が持ち込まれ、市民サービスの低下だけでなく職員を追い詰める事態となっている。公務はそもそも非効率な分野であり、住民の命と暮らしや権利を守り市民のための行政サービスを安定的に提供するためには、恒常的な執務と専門性が要求される。「全体の奉仕者」として仕事に励むことができるよう正規職員の増員、職場環境の改善こそが必要である。

国民や国民生活の向上のために働く職員を犠牲にし、憲法の平和条項のみならず人権規定をもないがしろにする国政に対し、地方自治体の役割はますます重要となっている。

全国的には人口減少で生じる問題を、大型開発で乗り切ろうとする自治体や、具体的な将来ビジョンもなく漫然と市民向け予算や人件費を削減する自治体が多数を示している。その一方で、地方自治の原点に立ち戻り、国の押しつけから地域を守ろうと市民と協働を広げる自治体も生まれてきている。

安心して住み続けられる大津の実現には、本市の課題を明らかにし、その解決のために市民と市職員が一丸となって知恵を出し合い、議論や検証を重ね取り組んでいくことが鍵となる。市が行ってきた事業を地域組織に担わせる動きも進められているが、住み続けたいと思えるまちであってこそ担い手も生まれ、育つことができる。コンサルタント会社に委託し、全国画一的な事業に本市のまちづくりを委ねていては、住み続けられる大津市も、住み続けたい大津市も実現できない。

地域で住み続けるためには、日常生活圏（概ね小学校区）内に、市民生活に必要な分野に係わるサービスや施設が整備されていることが求められる。地域の課題を解決し協働のまちづくりを進めるためにも、各小学校区に配置された本市の支所は他市に誇れる宝である。ICT や IoT がいくら広がっても、顔が見え、人間らしいつながりがなくては生き生きと暮らせるまちはつukれない。

財政削減や見た目だけ華やかな観光振興、市民置き去りの市政運営をあらため、市民との協働で市民福祉の向上を図り、住んでいて良かった、住み続けたいと思える大津を実現するよう、来年度大津市の予算編成にあたっての政策要望を行うものである。

政策調整部

1. 平和への取り組みを

①憲法を守り、地方自治の本旨を貫く行政運営を

- 市民の知る権利を奪い、意見を封殺する特定秘密保護法の撤廃を政府に求めること。
- 特定秘密を取り扱う職員に対する身元調査や関係者調査などを行わないこと。
- 国民の思想・良心の自由を侵害する共謀罪法の撤廃を政府に求めること。
- 憲法を守るべき立場から 9 条の精神にたち、近隣諸国との外交問題の「対話による平和的解決」を積極的に行うよう政府に求めること。
- 唯一の被爆国として、一日も早い核兵器禁止条約の署名と批准を政府に求めること。
- 国との協議には、地方自治の本旨を貫き、市民の生命と財産を守ることを最優先にあたること。
- 地方自治を尊重して、沖縄県との真摯な協議を継続するよう政府に求めること。

②自衛隊による要請・訓練等への毅然とした対応を

- 防衛省・自衛隊は、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保するとしている。自衛隊の訓練内容については、スケジュールや実態の把握に努めるとともに、市民への情報提供を適切に行うよう求めること。
- 市民に不安を与える市街地上空の自衛隊航空機の飛行や武装自衛官の市街地行軍訓練などの基地外での演習行為は、市民の安全・安心の暮らしを守り平穏な生活を守る観点から、自治体としてきっぱりと中止を求めること。

2. 原発から市民の健康・安全を守ること

福島第一原発事故から 7 年半、今年 8 月末現在でも 4 万 4 千人の福島県民が避難生活を余儀なくされている。また、増え続ける高濃度のトリチウムを含む汚染水の処分について、国は海洋放出案を提示しているが、漁業に致命的な打撃を与えるとして福島県漁連は強く反対している。年月を経ても汚染水はコントロールできず、住民に苦難を強いている現状は変わらない。

加えて、9 月の北海道地震では北海道電力泊原発の外部電源が喪失したことは、原発が地震などに対しきわめて不安定で危険な存在であることを、あらためて浮き彫りにした。高浜原発 3、4 号機、および大飯原発 3、4 号機もひとたび事故が起これば、琵琶湖や大津市への甚大な影響が懸念される。

- 原発は、市民の安全・安心な暮らしを脅かすものであり、原発推進施策からの転換を国に求めること。
- 原発事故を想定した原子力防災訓練は、特に災害弱者の視点から実効性のあるものとなるよう努めること。
- 市長は原発再稼働反対の立場を貫き、広く発信すること。

3. 行政主導でのシェアリングエコノミー推進はやめること

インターネットを介して仲介業者を通じ、個人の遊休資源やサービスの提供を個人間で取り引きするシェアリングエコノミーは、先行している諸外国で様々な問題が噴出しており、慎重な対応が求められる。

- 労働者の保護やサービス利用者の安全、地域社会の安心確保のために、シェアリングエコノミーの危険性について、啓発・注意喚起に取り組むこと。

- シェアリングエコノミーは、民・民の取り引きである。市民の税金を使い、推進を主導することや、特定の民間事業者に対し便宜を図る事業は中止すること。

4. マイナンバー制度の利用拡大はしないこと

マイナンバー（個人番号）制度は、社会保障の給付抑制、税・保険料の徴収強化に利用し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減していくことが最大のねらいであり、体制整備も不十分なまま実施に踏み切ったため、個人情報漏えいや、システムトラブル、巨額の税金投入など様々な問題が発生している。加えて、リスクを避けるためマイナンバーカードを身分証明書として取り扱わない事業者もあり、市民の利便性向上も見込めない状況にある。

- 市民の人権を守るためにも、国に対しマイナンバー制度の廃止を求めること。
- 市民の個人情報を守るために、市独自の新たな情報の紐付けは行わないこと。
- 特別徴収義務者に送付される税額決定通知書へのマイナンバーの付記は引き続きしないこと。

5. 庁舎整備について市民意見を反映させ早期の検討を

- 庁舎整備が暗礁に乗り上げ遅々として進んでいない。南北に長い本市において、高齢化や市民の利便性の点からも、各学区の支所機能を活用した庁舎機能の分散も含め、あらためてあり方を早期に検討すること。
- 中消防署整備は待ったなしの課題である。候補地を早期に決定し、計画的推進を図るために、市長部局が責任を持って取り組むこと。

6. 市民の権利を尊重し、開かれた市政運営を

①市民の知る権利を保障する公文書の作成および適正な管理を

文書管理法 34 条は、「地方公共団体は、この法律の趣旨に則り、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、およびこれを実施するよう努めなければならない」と、規定している。公文書は、健全な民主主義を支える住民共有の知的資源であり、市政運営について、現在および将来の市民に説明する責務が全うされなければならない。

- 公文書の位置づけを明確にし、適正な管理が行われるよう、公文書条例創設の検討や規定の見直しを行うこと。
- 作成されるべき文書が存在しない事例が多い。意思決定にいたる過程ならびに、事務および事業の実績を合理的に跡付け検証することができるよう、事業全体の経緯も含め漏れなく文書等の記録を作成すること。
- 公文書の公開にあたっては、公平公正な市政運営の担保とともに、市民の知る権利を阻害しないよう、個人の権利が害されるおそれがあると認められる部分以外は、開示すること。

②大津市男女共同参画条例に基づく実効性のある計画推進を

- 誰もが多様な価値観や生き方を認め合い、家庭を大切にしながら働き続けられるよう、すべての人が働きやすい職場環境づくりに取り組むこと。
- 大津市女性活躍推進重点事業である「Otsu プロジェクトW」は、一部の限られた人だけが対象とならぬよう、幅広い支援として取り組むこと。
- 誰もが育児や介護、家事に積極的に参加できるよう、各世代を通じて意識改革に向けた取り組みを行うこと。

- 政策・意思決定の場において男女の平等な参加を実現するため、市の行政機関において女性の登用を積極的に行い、課題解決にあたること。
- セクハラ・パワハラを許さず、声を上げやすい職場環境づくりに、背景にある課題の解決も含めて取り組むこと。

③市民の権利と自由を守り発展させる市政運営を

- LGBT・性的マイノリティの人たちへの差別解消や支援の推進等、一人ひとりの人格と個性が尊重される大津市をつくることが求められる。課題の解決および積極的な施策を推進すること。
- ICT だけに頼らず、誰もが市政に意見表明できる機会を保障するよう取り組むこと。
- 市民ニーズの把握に努め、市政運営に反対する意見に耳を傾け、謙虚な市政運営を心がけること。
- 行政による「政治的公平」を口実にした市民の言論・表現活動や集会への不当な介入を行わないこと。
- いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」の成立を踏まえ、施設管理に関する条例に禁止行為の明確なガイドラインを設けるとともに、ヘイトスピーチの防止と根絶に向けた、実効性ある「ヘイトスピーチ対策条例(仮称)」を制定すること。

7. 葛川地域の地域振興を

葛川地域は過疎化が進み、市内で唯一の限界集落となっている。策定された大津市総合戦略や都市計画マスタープランなど、市の基本政策には葛川地域の振興政策が見いだせない。一方で、都会から地方に移住する若者が全国的には増えている。

- 医療・公共交通など課題ごとに各部局任せとなっているが、葛川地域への I ターン、U ターンを促すため、家賃補助や住宅改修など定住促進事業を推進し、部局横断的に活性化に向けた地域振興計画が策定できるよう、政策調整部としての役割を発揮すること。

総務部

1. 平和への取り組みを

①憲法擁護への積極的な取り組み

- 憲法第 99 条に規定する憲法擁護義務を負う立場に立ち、「憲法を暮らしに生かす」ために、社会教育の一環として積極的に憲法の理念や内容を市民に普及すること。
- 市民から自発的に起きる憲法擁護の運動を支援すること。

②核兵器廃絶を含め、平和啓発推進への取り組み強化を

- 昨年 7 月に、日本の被爆者が長年待ち望んだ核兵器禁止条約が採択され、日本政府に対して条約への署名・批准を求める声が広がっている。地方議会でも、10 月 2 日時点で 335 議会が署名・批准を求める意見書を可決している。「ふるさと都市大津」恒久平和都市宣言・全国平和市長会参加のまちとして、核兵器廃絶への取り組みを強めること。
- 戦争体験者が高齢化し、戦争の記憶が遠ざかる昨今、再び過ちを繰り返さないために、あらためて平和への取り組みを強化すること。

2. 市民の生活と人権を守る行政運営を

①市民本位の施設整備を行うこと

- 公共施設マネジメント計画に基づき、市内の公共施設の統廃合が進められようとしているが、30年で、コストと床面積を合わせて現在より30%削減するという数値目標ありきで、再編・統廃合など削減のみの計画となっている。市民の財産である公共施設については、耐震化や長寿命化を基本に、安易に施設を廃止し市民サービスを低下させることのないよう、十分に時間をかけて市民と協議し、必要な施設は増設、整備を進めていくこと。

②市民サービスを後退させる行政改革は行わないこと

- 2017年、2018年に行われた事業レビューは、事業抽出や審議員の選出も含めて手法に問題があり、市民サービスを廃止・縮小するための事業となっている。事業レビューは中止し、事業の改善・見直しにあたっては、第三者に委ねる安易な手法を見直し、利用者や関係者の意見を丁寧に聞き取って行うこと。
- 市民に負担を強いる行政改革ではなく、市民生活を応援するサービスの向上で、地域活性化につながる予算編成を行うこと。
- 補助金適正化を名目に、市民活動を阻害する補助金カットを行うのではなく、三者協働の理念から市民活動を応援し持続できるよう見直しをすること。
- 使用料や手数料が他市よりも大幅に高く、市民負担が大きい。料金の設定にあたっては、他市平均を上回らないようにし、値上げは行わないこと。
- 個人情報保護に努める役割を第一に考え、戸籍住民課などの窓口業務をはじめ市の事務事業は、民間派遣・委託はせず、正規職員で対応すること。

③安定した財政措置を国に求めること

- 地方自治体が主体性を持ち、安定した運営を行える財政制度となるよう、国に改善を求めること。

④安易な指定管理・民間委託の見直しを

- 市内業者の参入が難しく、大企業に有利なPPP/PFI手法の導入は止めること。
- 市民の安全・安心を最優先に、安易な指定管理や民間委託は行わないこと。
- 様々な調査や計画作成が、大手コンサルタント会社に委託され多額の予算が注ぎ込まれている。市特有の課題に向き合い持続的に解決を図るためには、市職員が力量を高め、主体的に取り組むことが必要である。適切な人員配置を行い、安易なコンサルタント委託を行わないこと。
- 事業委託にあたっては、効率化や事業費削減ありきではなく、市民目線で適切な管理運営が行われているのか、市職員自らがチェックできなければならない。市として持続的に責任あるモニタリングを行える人員配置とすること。

3. 市民福祉を守る自治体労働者の雇用条件の改善を

- 2020年度から導入される会計年度任用職員制度は、非正規職員の処遇改善につながるよう適切に運用すること。
- 会計年度任用職員制度導入に向けた臨時・非常勤職員の調査や制度構築は、形式的な職務内容ではなく、当該職員が実際に担っている職務を正確に把握し、反映できるものとする。
- 住民の命と暮らしを支える恒常的な業務は地方公務員法の原則通り、正規職員として採用する

こと。

- 市は、障がい者の自立・社会参加を促進する立場にあり、未だ法定雇用率が達成されていないことは問題である。早急な雇用率の達成と働きやすい職場づくりに努めること。
- 人事評価が導入され処遇に反映されているが、市民に向き合う公務労働に対して、正当な評価がされるのか疑問は大きい。人事評価を給与に反映させないこと。
- 10 月から始まるシステムの強制終了など、職員の超時間勤務を制限する取り組みが行われているが、市民サービスの低下や、管理職のサービス残業や持ちかえりにつながっていないか実態を把握すること。
- 事業の増加から業務量が増えているにもかかわらず、増員が追いついていない。メンタル的に休職に追い込まれる職員も少なくない。市民サービスを担うにふさわしい職員定数の増を図ること。
- 職員の削減に加え、職員が有する資格が市政運営に活かされていない配属となっていることも少なくない。技術職や福祉専門職、図書館司書など職員が有する資格を活かし、市民サービスにつなげること。
- あらゆる業務の委託が進んでいる。民間を指導する立場を堅持するためにも、計画的な人材育成と採用に取り組むこと。
- 複雑で困難な課題を抱える市民が増加していることから、市民に寄り添い丁寧に課題解決への支援を行うために、福祉専門職の雇用と育成に取り組むこと。
- 実態調査と業務の改善で、女性の管理職の登用を増やすよう努めること。

4. 消費税増税に反対すること

- 2019 年 10 月に予定されている消費税 10%への引き上げは、市民の暮らしに大きな痛手となる。市民生活を守る立場から、国に対し消費税増税実施反対の意思を示すこと。

5. 地域経済を支える市内中小企業への支援を

①賃金下限規制を伴った公契約条例の制定を

- 賃金下限規制を伴った公契約条例を制定すること。
- 市が発注する指定管理や、業務委託後の労働者の雇用状況の把握に努めること。
- 最低賃金については、直ちに時給 1,000 円に引き上げ、さらに 1,500 円を目指すよう国に求めること。

②市内の中小零細事業者への発注強化を

- 市民生活の維持向上のためには、持続可能な地域経済が欠かせない。市発注の公共工事は、大企業優先の PPP/PFI 事業の導入ではなく活性化と育成という観点から、市内の事業者優先に発注するよう努めること。
- 市内中小企業向け官公需の数値目標を設定し、発注を増やすこと。
- 小規模事業者登録制度を設けるなど、地元業者の受注機会を増やすこと。

6. 災害に強いまちづくりを

①大津市原子力災害避難計画の周知を

- 「大津市原子力災害避難計画」に基づき、原子力防災訓練が初めて実施された。原子力防災には

国や県、電力会社との連携が欠かせない。責任を明らかにして訓練への参加を求めること。

- 今後も、国や県とも連携して最善の計画となるよう適切に見直しを行いながら、該当地域以外の市民に対しても内容を周知できるよう手立てをとること。

②各学区で地区防災計画を策定できるよう支援を強めること

頻発する局地的豪雨や台風、いつ発生するか予測できない地震等による大規模災害に対する備えが年々重要となっている。発災後の対応には、市や消防などの行政機関だけでは限界があり、各学区や自治会の自主防災組織の強化が急がれる。

- 各学区における自主防災組織や地域住民による地区防災計画の策定にあたっては、地域ごとの危険箇所を明らかにし、避難訓練や避難誘導、避難所対応などの具体的な活動を盛り込んだ計画となるよう、消防局、危機・防災対策課をはじめ消防署などが的確な支援を積極的に行うこと。
- 市が公表している洪水・内水ハザードマップなど各種マップを利用して避難経路の安全を確保することなど、日常的に防災・減災が意識できるよう、地域住民と協力して有効活用を検討すること。
- 自治会未加入世帯に対しても、防災対策の必要性について啓発・周知できるよう対策を講じること。
- 市が養成した防災士が、さらに実働的に地域で活動できるようフォローアップ研修を充実させ、地域の安全・安心の要として、役割の充実へ引き続き力を入れること。
- 身近に活用できる防災資機材は、地域内の適切な箇所に適切な物品が配備できるよう支援を行うこと。
- 過去の災害による車中泊の要因を分析し、対策を検討すること。
- 災害避難時のペット同行避難や避難所での受け入れについては、人命尊重のためにも地域任せにせず、ルールが明確化できるよう他市の事例調査も踏まえて支援すること。また、同行避難対応避難所の指定についても検討を進めること。

③指定避難所の整備を

- 高齢化や観光客の増加に伴い、第一次避難先となる自治会館なども含めて、市の指定避難所を再検討すること。また、小松学区では公民館が建設されていないため、地域の自治会館に避難をする住民も多い。避難を促す際には市が支援を行うこと。
- 地域の防災拠点である市民センターの整備や機能の強化を行うこと。
- 地域の誰をも受け入れられるよう、指定避難所のバリアフリー化を進めること。
- 避難所となる体育館などの空調設備を整備すること。

④災害情報配信の強化を

- 避難勧告などが住民に確実に伝わるように、志賀地域などで活用している防災無線の「受信端末」「戸別受信」等の設置を検討すること。
- 志賀地域においては、2022年度でアナログの防災行政無線が電波法の改正で打ち切られる。熊の出没や行方不明者の搜索など、住民への周知には効果があったことから、これに変わる住民周知の手法を検討すること。
- インターネット環境が整備されても、大規模な停電発生によって電源の確保が困難となる。また、高齢者や障害者、観光客など災害弱者に情報が行き届かないことも想定した対応を検討すること。

⑤被災者生活再建支援法の抜本拡充を

- 被災住宅本体の建築費や補修費などの支給額は、最大でも 300 万円であり再建にはほど遠い。国会では野党が一致して、少なくとも支給額の 500 万円以上への引き上げ、半壊も対象とすることなどの法案を提案している。国の対応待ちではなく、地方から声を上げることが実現の大きな力となる。早急な実施を国に求めること。
- 法の適用対象を一部損壊住宅や、その事業を生活の基盤としている中小企業の店舗や工場等の事業所、液状化による被害なども加えるよう国に求めること。

7. 参政権を保障する投票率向上の取り組みを

- 18 歳からの選挙年齢の引き下げや、増加する期日前投票へ対応するため、引き続き利便性の良い場所で投票ができるよう、期日前投票所の増設に取り組むこと。
- 移動に困難を抱える高齢者や障がい者などが投票できるよう、移動支援の取り組みを実施する自治体が増加している。支援の方法は、巡回・送迎バスの運行や、臨時バスの運行、無料のタクシー券の発行など、自治体により様々である。バリアフリー化の推進とあわせて、移動支援や移動投票所など投票環境の改善を検討すること。
- 2018 年の県知事選挙、県議補欠選挙では選挙公報が配布されていない地域があった。選挙公報が確実に届くよう、次の選挙までに配布体制を確立すること。
- 投票所へ行けない方のために、郵便投票対象者の要件緩和を国に求めること。

市民部

1. 市民生活を支える行政サービスの充実に

①コールセンター事業の見直しを

- 2015 年 7 月からコールセンター事業が開始されたが、市民から寄せられる電話は、苦情、相談、要望など様々な用件であり、自治体職員が直接市民と対話してこそ市の施策にも反映できる。契約を更新せず市の直営に戻すこと。

②市民相談・支援体制の充実に

- 2017 年 10 月から、子ども・若者総合相談窓口が開設され、大津社会福祉協議会に委託されている。体制の強化と必要な予算措置に、大津市が責任を持って取り組むこと。

③すべての支所機能の維持・継続を

- 大津市はこれまで、どの地域に暮らしても、同様のサービスが提供されるよう、すべての学区に市民センターを配置してきた。現在、支所機能の代替サービスとして移動行政相談員やコンビニエンスストアが検討されているが、支所職員は行政の窓口サービスのみならず、公民館機能、自治機能、防災機能を円滑に進める重要な役割を果たしており、これらの代替案では市民が求めている安全・安心に応えるものとは言えない。支所の統廃合は撤回し、36 学区すべてに支所と職員を配置すること。

④斎場施設・葬儀ホールの整備と充実に

- 斎場施設・葬儀ホールは市の施設として、生活困窮者のためのプランを検討すること。
- 高齢化社会により斎場施設の利用も増加していく。計画的な整備、修繕を進めること。

2. 地域安全・住民自治の発展の促進を

①詐欺・消費者被害から市民を守る取り組みの充実を

振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は年々巧妙化し、低年齢層へのオンラインゲームなどの普及によりインターネットトラブルも増加している。

- 市民への各年齢層に応じた消費者教育のいっそうの充実や、庁内連携や金融機関、その他機関との連携を進め、周知・啓発など被害の未然防止の取り組みについても積極的に進めること。

②防犯カメラの適切な設置・運用への体制づくりを

公共空間の安全を見守るためとして、防犯カメラの設置が進んでいるが、目的外使用などを規制する法律が存在せず、プライバシー権の侵害などの危険性が指摘されている。市庁舎内の設置についても、問題となり一部撤去している。

- プライバシーの侵害とならないよう適切な管理運用基準の見直しや徹底を図ること。
- 市独自の規制条例の制定などを検討すること。
- 適切な人権保護を行うための規制法制定を国に求めること。

③自治会活動の活性化に対する支援の拡充を

- 自治会活動や地域の自主防災活動などの拠点としての自治会館の整備に対し、ふれあいの家設置事業費補助金制度が設けられているが、新築や改修、バリアフリー化だけでなく、建て替えなどの施設整備に総合的に活用できる市民ニーズに応えた使いやすい補助制度となるよう検討しながら継続すること。
- 市民との協働の立場で自治会への加入促進の取り組み支援に引き続き取り組むこと。

④自衛隊に対する適切な対応を

- 自衛隊からの要請については、自治会への協力依頼を行わないこと。
- 自衛隊の住民基本台帳の閲覧にあたっては、ルールを厳格化し、引き続き紙媒体やデータ等での提供を行わないこと。

3. 「市民が主人公」の立場に立ったまちづくりを

①市民が主人公で協働のまちづくりを

- 公民館のコミュニティセンターへの移行を見据え、2018年3月から、公民館自主事業に向けたモデル事業が始まった。しかし公民館の、国民の学ぶ権利や学ぶ自由を保障する社会教育施設という役割をどのように果たすのかは不透明である。加えて、業務委託を随意契約するにあたって必要とされる公平性、透明性についても確保されていない。多くの懸念が払拭されない中で、コミュニティセンターへの移行は行わないこと。
- まちづくり協議会を「行政の下請け」としないように、行政がやるべきことは行政が行うこと。また、住民が自主的、民主的に継続的な運営ができるように、期限を設定して協議会を設立させるようなことは決して行わないこと。
- 大津市協働提案制度は、地域課題や新たな市政課題の解決に向けて市民とともに施策を構築する制度として、テーマ設定や募集数においても市民の期待に応えられるよう、さらに市民の声を反映した制度へと充実させること。
- 2018年度から、当該年度に募集を予定するすべてのパブリックコメントについて、年度当初に広報おおつに掲載されることとなった。引き続き、市民への周知に努めること。

②市民の文化・芸術活動を保障する施設運営を

- 施設利用の区分設定や料金体系、減免措置など、利用者のニーズに沿って適宜見直しを図ること。
- 市民が気軽・快適に文化・芸術に親しめるように、市民会館など文化施設のバリアフリー化など適切な改修を、市民の声を反映して行うこと。
- 文化・芸術活動を担う施設での活動や市民サービスの低下、施設で働く労働者の待遇の悪化を招くことがないよう、指定管理料を低下させず適正化を図ること。

③スポーツ施設の整備、使いやすいシステムの導入など改善・充実の取り組みを

- 「大津市スポーツ推進計画」に基づき、市民の各世代にわたるスポーツ活動を支援する取り組みを充実させるとともに、地域で実施されるスポーツ事業についても市全体の取り組みとして積極的に拡充すること。また、障がい者のスポーツへの参加機会を増やすためにも、当事者の意見を反映させ、市民誰もがスポーツに親しみ楽しむことができるよう環境の整備に努めること。
- 滋賀県での国体開催にあたっては、国や県に対して財政負担を求め、市として過度の負担とならないよう配慮しながら、必要な施設整備に努めること。
- 市内の体育館などのスポーツ施設は、管理者が学校や市民部、公園緑地協会、また民間の指定管理事業者など様々であり、利用状況の確認や予約の申し込み先の分かりにくさは改善されていない。市のホームページを活用するなど、市内スポーツ施設の予約一元化を実現すること。
- 学校開放事業は、学区人口に応じた委託料に見直しをされたが、学区外の団体の利用の許可基準などは学区任せとなっている。市として、利用を希望する団体が広く活用できるよう取り組むこと。
- 皇子が丘温水プールについては、耐震性が確保されておらず、老朽化も進んでいる。市民が安心して利用できる施設に向けて、速やかに改修計画を策定し、必要な予算の確保のために関係機関にも要請するなど財源確保に努めること。

4. いじめを乗り越え、安心して学べる学校・地域社会づくりを

①子どもの声に耳を傾け、成長を支える環境づくりを

児童福祉法は、第1条に子どもが“権利の主体”であると位置づけている。これまでの本市の施策をさらに発展させた、子どもに関する総合的な支援が求められている。

- 子どもを取りまく環境は悪化を続けており、貧困も深刻になっている。また、子どもたちの悩みや置かれている状況は様々であることから、相談事業はいじめに特化せず子どもの困りごと悩みなど、総合的に子どもたちの本音に耳を傾け、支える取り組みとして強化すること。
- ラインを活用したいじめ相談では、保護者をはじめ、いじめをなくすために取り組んでいる関係者の声を聞きながら、情報漏えいなどが起きないように細心の注意を払い取り組むこと。
- 「子どもの権利条約」の4つの柱である、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を保障し、あらゆる場面で子どもの発言を保障し、違いを認め合い、子ども同士や周囲の大人との相互の信頼、連帯感を深め、互いを理解し合えるための、子どもが主体となった自主的な取り組みを増やすこと。
- 子ども一人ひとりがかけがえのない存在であり、人間として尊重され、育まれる社会の形成を求めて、憲法と子どもの権利条約を活かした「子ども条例」の制定を検討すること。

福祉子ども部

1. 安心して子育てできる環境整備を

1) 子どもの権利を保障する就学前保育・教育の実施を

①就学前保育・教育の質と水準の向上を

- 子どもの権利保障の立場に立ち、保護者の就労だけでなく、子どもにとっての必要性（発達の状況、家庭の状況、保育継続の必要性への配慮など）も考慮した上で、必要な保育、保育時間が保障できるように実施すること。そのためにも短時間・標準時間の利用時間の区別を設けないこと。
- 待機児童が増加しているが、施設はあっても保育士不足で児童を受け入れられない状況がある。小手先の対応では解消できないことは明らかであり、認可保育園の増設と保育士の確保に向けた本格的な取り組みを行うこと。
- 派遣での保育士確保はやめ、正規職員の採用を増やし、人員確保を行うこと。
- 保育士確保のために、公民格差の解消も含めた抜本的労働環境の改善を図るとともに、市独自の施策をさらに拡充し、国に対しても制度の改善を積極的に求めること。
- 保育士不足を口実とした保育士の「専門性軽視」は許されない。保育・教育に従事する職員はすべて有資格者とする。
- 公立幼稚園での3歳児保育の実施にあたっては、保育園での3歳児保育の15:1の職員配置基準を守ること。
- 民間保育園の増加により、全国に先駆けて取り組んできた「大津方式」の要となるやまびこ支援センターや療育センターとの連携不足による発達障害などへの対応の遅れが懸念される。発達指導員の増員や巡回相談体制の充実を図ること。
- 営利目的の保育所の参入や保育士不足などで保育の質の低下が危惧される。施設の定期監査での指摘事項の改善状況の確認や抜き打ちの点検などの強化とともに、監査以外の、保育施設の保育内容や人員体制の点検、保育の相談に応じる巡回体制など、保育の質確保のための仕組みづくりに取り組むこと。
- 大津市独自の公民連携の体制は、大津の保育を豊かに発展させてきた。これまで積み上げられてきた保育水準を後退させることがないよう、エリアごとに、公立保育園を中心とした保育の実践研究に取り組むなど、公民の交流を進めること。
- 保育士不足などから、民間園の保育研修への参加が公立と比較して低いのが現状である。保育士の研修への参加を保障する仕組みを早急に検討すること。
- 公立保育園は、保育の質の担保や地域の子育て支援拠点の役割を果たすなど大津の公的福祉を支える重要な役割を担っている。民間は儲からないと判断すれば撤退することも自由であり、保育園がなくなれば若い世代の減少を招き、地域が寂れることにもつながる。既存の公立保育園については引き続き公立で残すこと。

②良好な保育・教育環境の整備を

- 良好な保育環境を整備することは重要課題である。とりわけ老朽化している公立保育園の施設改修を早急に進めるために、必要な予算を確保すること。
- 公立保育園の施設改修のための国庫補助制度の復活を国に求めること。
- 制度としては、企業が経営する利益優先型の保育施設の進出が可能となったが、認可保育所の整備を基本とし、認可基準の緩和を許さないこと。
- 保育園における給食は、食の安全を担保し、離乳食やアレルギー食、体調不良などへのきめ細やかな対応を確保すること。

かな対応が行えるよう、自園調理を推進すること。

- 公立の保育園・幼稚園は、地域の子育て支援の拠点施設として、地域を基礎とした子どもの成長・発達を促す適切な支援を提供できる機能を持つことから、その存在は地域に根付く子育て世代などを増やすためにも大きな力となる。役割を発揮し、存続に向けて地域の理解と協力を得るためにも、関係諸団体とさらなる連携を図ること。
- 2017 年 4 月より、順次、公立園での 3 年保育が実施されている。しかし、クラス替えができないなど小規模な園は統廃合の対象とされ、結果、地域自らが民間の認定こども園の移行を求めざるを得ない状況となっている。しかし、民間による運営では子どもが減れば安易に撤退することも想定され、ますます過疎化に拍車をかけることとなる。

人口減少が著しい地域については、比叡平地域でのやまのこひろばの実践を活かして、幼稚園と保育園の一体整備などを検討し、原則公立幼稚園を存続させること。

- 一時預かり事業は、保育時間の延長や安全対策ということだけでなく、子どもの育ちを保障する保育内容への充実を図る必要があることから、通常保育との連携や保育環境の充実を進めること。

2) 豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を

①子どもたちの成長を支える施設整備を

- 条例に基づき、設備および運営の基準を満たす施設整備を早急に行うこと。
- 児童数の増加で狭隘化している児童クラブの状況を抜本的に改善するために、必要な予算の確保を行うこと。
- 施設整備にあたっては、バリアフリー化や男女別トイレの増設も同時に進めていくこと。
- 快適な生活の場とするため、老朽化した空調設備の整備を計画的に行うこと。

②子どもたちの発達を保障する指導員の処遇改善を

- 子どもたちの発達を保障する指導員の専門性を踏まえ、安心して働けることができるよう、正規職員として雇用すること。
- 障がい児や課題を抱える児童、配慮の必要な児童が安心して過ごすことができるよう実態調査を行い、必要な施設改修や人員配置を行うこと。

③子どもたちの成長を促す保育内容の充実を

- 豊かな保育実践のため、研修を充実させ、民間児童クラブにも参加を呼びかけること。
- 指導員が積極的に参加できるよう、研修の機会を保障すること。
- 民間児童クラブの開設にあたっては、格差のない保育が実施できるよう、市の適切な指導と、運営に対する支援を行うこと。
- 児童クラブ事業が公設公営となって 17 年が経過した。事業に係る費用のあり方も含めた登録料の必要性の議論を指導員や保護者を交えて行うこと。
- 夏期保育は高いニーズがあり、年々児童数が増加しており、指導員の負担も大きくなっている。あらためて指導員の声を聞き、夏期保育の内容やあり方、臨時指導員の研修などについて検討を行うこと。
- 昼食やおやつのあり方については、子どもたちや保護者の意見も取り入れながら、実情に合った豊かなものへと改善を図ること。

3) 地域で安心して子育てができる支援を

①児童虐待防止のための取り組み強化を

- 子育てへの不安や心配に寄り添い、早期発見・早期対応のための相談・支援体制を充実させるとともに、いじめ相談対策推進室とも連携し、子どもから直接相談できる体制の強化と窓口の周知を行うこと。
- 「天津市要保護児童対策地域協議会」での関係機関の連携を強めながら、地域での見守り体制を充実させること。
- 相談件数の増加に対応するため、子ども家庭相談室職員の処遇改善を図り、正規職員化、増員を進めること。また、保育士、保健師などの専門職の配置を進めること。
- 大津・高島子ども家庭相談センターへの専門職の配置や、2019年4月開設予定の一時保護所の設置など体制の充実を図るよう、県に対し強く求めること。また、情報共有や専門家との連携などの取り組みを強化すること。

②子どもの居場所づくりや地域の子育て活動への支援を

- 無料や低額で利用できる子ども食堂が全国に広がっている。また、食事だけでなく、地域での遊びの場としてのプレイパークや学習などもできる子どもの居場所づくりが、ボランティアやNPO法人などの取り組みによって進んでいる。
こうした取り組みに対し、引き続き市として、市の施設の解放など積極的に協力し、財政支援を行うこと。
- 中高生などの居場所づくりは、青少年の健全育成の観点からも、高校中退の学び直し事業や体験活動、スポーツ・音楽などに取り組める場として重要である。現在取り組みを行っている支援機関と情報共有など連携を図り、より充実したものにする。

2. 障がい者の権利条約に基づく施策の充実を

1) 障がい者の権利保障を基本とした取り組みの強化を

①ノーマライゼーションの促進を

- すべての職員が障がい者の権利条約を学ぶ機会を設定すること。とりわけ、障がい者福祉に携わる職員の専門性を高め、障がい者の権利を保障する立場を堅持できる人材育成に取り組むこと。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、市として啓発や相談体制、大津市障害者差別解消支援地域協議会の充実、推進を図ること。また、市として「合理的配慮」を踏まえた庁内外のハード・ソフト面の点検を行い、必要な改善を計画的に進めること。
- 相談支援計画の策定にあたって、相談支援事業所、相談支援員の適切な配置や質の向上を図るために、関係機関とも連携して速やかに体制を整えること。
- ライフステージの移行に従って、途切れることなく必要な相談支援が実施されるよう仕組みづくりに取り組むこと。
- 本市でも手話言語条例が制定された。条例が具体的に生きる取り組みを進めること。
- 65歳以上になった障がい者については、一律に介護保険制度に移行するのではなく、高齢になっても地域で暮らし続けるために、継続して障がい者施策を使うことなど、本人の選択の自由を尊重すること。
- 介護保険制度に移行されれば自己負担が発生する。基本合意に基づき、今まで通り利用者負担なくサービスが受けられるよう制度改正を国に求めること。
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会の名の下に「共生型サービス」が進められようとしているが、

これは安上がりな人員体制で複合的なニーズに対応しようとするものである。障がい者・高齢者・子ども・生活困窮者など、各分野の専門性が薄められないことがないよう国に求めること。

- 高齢障がい者の利用者負担軽減制度について、実施に向けて検討を進めること。

②障がい者の虐待防止対策の充実を

- 障害者虐待防止法に基づき、積極的な介入や改善の措置をとれるよう、障害者虐待防止センターの運営は、市直営で行い、体制整備を強化すること。

③生活と自立の拠点となる障がい者施設の整備促進を

- 障害者自立支援協議会において持続可能な事業のあり方を検討するとして、やまびこ総合支援センターの運営について協議が行われている。今後も市の施設として運営を継続させること。
- 乳幼児期に療育を必要とする児童が、市内のどの地域に在住していても適切に療育が受けられるよう、幼稚園の空き教室の活用や送迎バス、職員確保などの環境整備を進めること。
- 重度障がい児や肢体不自由児を受け入れることができるよう、施設整備を行うこと。
- 緊急時にショートステイを安心して利用できるように、受け入れができる事業所を計画的に増やすこと。
- グループホームの待機者が 160 人を超えている。早急に整備を進めるとともに、利用者の障害の程度に応じた職員配置、重度者への補助の充実など、グループホームの管理運営に積極的に支援を行うこと。
- グループホームにおけるスプリンクラー設置がスムーズに進むよう市として支援を行うこと。
- 生活介護施設の整備を計画的に進めるとともに、行動障がい者の受け皿の整備を早急に行うこと。

④自立・地域生活を支える体制づくりを

- 本年 4 月からの障害福祉サービス等の報酬改定が及ぼす市内事業所への影響について、実態を調査し必要な支援を行うこと。
- 「自立訓練+就労移行支援」のシステムとしての“おおつならでは”の就労移行支援事業については、将来的な見通しを持ちながら、関係機関と連携して拡充を図ること。
- 市として障害者雇用率を早急に達成するよう取り組むとともに、おおつ働き・暮らし応援センターや大津若者サポートステーションとも連携し、一般企業にも障がい者雇用促進を働きかけること。また、自立した生活が送れる賃金が確保できるよう、民間事業者に働きかけること。
- 就労支援事業は非営利性と公益性を原則とする社会福祉事業である。利益追求のために障害者の雇用の機会が奪われないよう、市として実態を把握し、事業所の責任を追及すること。
- 親の高齢化や障がいの重度化など、個人の努力でどうすることもできない状況下においても安心して地域で生活ができるよう、拠点となる 24 時間対応のサポートセンターの設置を早急に行うこと。
- 障がい者の単独行動でも公共交通機関の割引が受けられるよう、引き続き関係機関に積極的に働きかけること。
- 安心して外出ができるよう、ノンステップバスの普及と利便性を図ること。
- 災害時の要援護者支援を強化するため、障がい者の個別支援計画の作成を進め、地域や事業所との連携を進めること。また、災害時を想定した福祉避難所の施設の改善など、平時から体制を整備すること。

2) 精神障がい者・難病患者の支援の充実へ

①精神障がい者施策の抜本的改善を

- 施策の抜本的改善を図るためにも、相談体制を充実し、実態把握に努めること。
- 安心して地域で生活ができるよう、通院や働く場の確保など、生活支援施策の充実を図ること。
- 精神障がい者に対する公共交通機関の割引制度を早急に創設するよう、関係機関に働きかけること。

②難病患者への医療・福祉の充実を

- 総合支援法の改正により難病患者も支援の対象となったが、制度が利用できない人たちも多く残されていることから、国に制度改善を求めるとともに、制度の谷間にいる人が支援を受けられるよう、実態調査を行い、大津市独自の支援策を検討すること。

3. 反貧困、人間らしい暮らしの支援へ

1) 必要な人が必要な支援を受けられる生活保護制度の充実を

①生活保護基準の引き上げを

- 2013 年度から生活保護基準の引き下げが強行され、この 10 月からさらなる引き下げが行われている。これでは「健康で文化的な最低限度の生活」は保障できない。「貧困の連鎖」を拡大させる生活保護基準の引き下げを中止するよう国に求めること。

②市の体制、支援の強化を

- 生活保護受給にあたっては、扶養義務者に対する調査権限が強化されているが、市民の申請意思を尊重し、申請権を侵害することがないように、相談者の立場になり親身になって実態に応じた支給が実現するよう対応すること。
- 生活保護のしおりは当事者の立場に立ったわかりやすいものとなるよう、引き続き改善を行うこと。
- 資産申告や扶養照会、同意書、預金残高照会の再提出などを強制せず、申請者の事情を丁寧に聞き取り、配慮ある対応を行うこと。
- 職員 1 人当たりの標準ケースワーク件数は 80 世帯であるにもかかわらず、本市では 1 人で 100 件以上を担当している状況が続いている。自立支援に向けた丁寧な対応を保障するためには、1 人当たりの受け持ち件数を標準に近づけることが急務であり、早急にケースワーカーの増員を行うこと。
- 困難を抱え相談窓口を訪れる相談者に対しては、人権を守り相談者に寄り添った相談対応が行えるよう、ケースワーカーの資質向上のための研修を充実させること。また、市民の多様な相談に応じるためにケースワーカーによるケース会議の充実を図ること。
- 生活保護基準の見直しにより、就学援助制度が受けられなくなる人には、今年度も従前と同様の措置がとられることとなったが、他の制度でも保護廃止となる人が引き続き住民税非課税の場合には、厚生労働省の通知などを参考にして、影響する事業について従来と同様の扱いとするよう関係部局に働きかけること。
- 冬季加算が減額となったが、傷病・障害・乳児のいる家庭等で常時在宅が必要な世帯に対しては、法令に基づき特定基準の適用を積極的に行うこと。
- エアコン設置補助については、2018 年 3 月以前の生活保護受給者にも適用できるよう国に働きかけること。

- 猛暑の中でも電気代を気にしてエアコンの使用をためらう現状がある。電気料金の補助等支援策として夏季加算を創設すること。
- 生活保護基準の見直しによって、これまで定額で支払われていた学習支援費は、クラブ活動費が実費分だけを精算払いで支給されることになった。さらに、参考書や一般教養図書などの購入費が対象から外された。国に対し元の制度に戻すことを求めるとともに、請求・支給漏れがないように、クラブ活動の範囲や対象経費など丁寧でわかりやすい周知に努めること。

2) 格差と貧困解消への積極的な取り組みを

- 生活が急に困窮した際に気軽に相談ができ、そのアセスメント（状況の整理と問題点の把握）や適切な支援機関へのつなぎ、継続してのフォローを関係機関と連携・協力するための、ワンストップの総合相談窓口を設置すること。
- 生活相談に来られる市民の背景には、貧困だけでなく DV、虐待など複数の課題を抱えていることが多いことから、福祉専門の職員の配置を行うこと。
- 生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の委託先である NPO がホームレス・住宅困窮者へのシェルターを運営しているが、確保されている戸数は 5 戸しかなく、生活拠点を必要とする生活困窮者がすぐに入れる状態にはなっていない。安定的に利用できる公的シェルターが求められており、市として空いている市営住宅や空き家を活用するなど設置を検討すること。
- 2017 年度、子どもの貧困の実態把握のための生活実態調査が行われた。関係諸機関の協力を得て結果分析を行い、庁内連携のもとで実効ある数値目標を掲げた「子どもの貧困対策計画」を策定すること。
- 中 3 学習会の時期や地域の拡充が行われたが、さらに市北部など地域の拡大を行うこと。

健康保険部

1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充

①介護保険制度の改善を国に求めよ

介護保険制度は、「介護を国民全体で支える」として国庫負担を半減、国の責任を後退させるものとしてスタートし、高い保険料、利用料や介護外しなどによる「保険あって介護なし」の状況が制度改定ごとに深刻さを増している。2018 年 8 月から所得 220 万円以上（年金収入 344 万円以上）の個人は利用料の自己負担が 3 割となり、高い保険料を払っても利用料の負担が大きく、サービスを受けるのを控えてしまう現状がある。

- 利用者の負担を増やし、利用制限につながるような介護制度の大改悪を撤回するよう国に求めること。
- 利用料・保険料などの負担増を抑えながら制度の抜本的改善を図るため、介護保険に対する国庫負担割合を直ちに 10%引き上げるよう国に求めること。
- 在宅サービスを制限している要介護認定制度は廃止し、現場の専門家の判断で介護を提供できる制度へ、国に改善を求めること。

②市として安心の介護保険制度へ改善を

- 介護認定にあたって、認定の体制整備、職員の増員を図るなど、必要な介護サービスが早期に利用できるような認定作業の改善を行うこと。
- 高齢者にとって大変重い負担となっている介護保険料を、一般財源を投入して引き下げること。また、県に対しては県基金の活用も求めること。

- 低所得者ほど負担が重く、サービスの利用控えがある。低所得者への利用料減免制度を創設すること。
- 障害者控除について、介護サービス利用者には保険料決定通知送付の際に申請書を同封するなど、周知徹底を図り、さらに利用しやすい制度とすること。
- 2017 年 4 月から、市町村が独自に実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されたが、介護サービスを希望する相談者には、要介護認定の手続きを速やかに行い、申請を抑制することがないようにすること。
- 介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所等の人員、運営、単価などの基準は、市の裁量となることから、「緩和したサービス」「住民主体による支援」は取り入れず、現行相当サービスを提供すること。

③介護労働者や事業者支援で安定したサービス提供を

- 介護労働者の処遇改善を行うよう、国に求めること。
- 介護報酬の減額により、事業所の経営が成り立たず倒産が相次ぎ、利用者のサービス抑制や質の低下につながっている。介護報酬の抜本的な引き上げを国に求めること。

④介護施設の整備・拡充を

- 特別養護老人ホーム、小規模・多機能施設、グループホーム等の増設を行い、必要な介護サービスが受けられる基盤整備をさらに進めること。
- 深刻な待機者の解消のためにも、国に対し財政支援を強化するよう求めること。

⑤地域で高齢者を支える体制の整備を

- 高齢者の社会的孤立や孤独死に加え、認知症高齢者の交通事故も社会問題化している。家族任せにならないよう専門機関等と連携を図りながら、高齢者を見守る体制の強化を図ること。
- 高齢化の進展や課題の多様化により、民生委員への負担が大きくなっている。市社会福祉協議会をはじめ地域と連携して見守り活動や安否確認などに取り組んでいただいているが、さらにネットワークを広げることや地域独自の取り組みに対して支援を行うこと。
- 全国的に介護の困難さなどから高齢者虐待が増加し、死亡にいたる最悪の事態も相次いでいる。介護者に対し、不安や心配を気軽に相談できるよう、周知・啓発を強めるとともに体制の充実を図ること。
- 地域包括支援センターは、日常生活圏域の基本である小学校区単位での設置が望ましい。今後、民間委託によりさらなる整備が行われていく予定であるが、民間任せにするのではなく、基幹型地域包括センターとの連携を密にし、包括支援センターとしての役割や質が後退することのないよう市が責任を持つこと。
- 高齢者の孤独死・孤立死を防ぐために、適切な支援が行き届くよう関係機関との情報共有を進めること。特に猛暑時には、熱中症予防対策として地域包括支援センター、すこやか相談所、民生児童委員など関係機関の協力を得て訪問活動を行い、情報提供や実態把握を行うこと。
- 高齢者の生活を支えるためには、自家用車に代わる市民の足となる公共交通の充実が欠かせない。志賀地域と晴嵐台地域でデマンドタクシーの試行運転が行われているが、高齢者の外出支援策として市内全域に拡充できるよう、他部局とも連携して、福祉的な補助を検討すること。
- 市の事業に、安上がりの民間委託や指定管理者の導入などが増え、シルバー人材センターへの委託対象事業が減少し、委託契約では単価の切り下げが行われている。委託料については、ダンピ

ングがされないように適正な労務単価を設定すること。また、昨今の厳しい生活実態から生活支援としての役割も大きいことから、技能習得への支援や、引き続き仕事の拡充に努めること。

2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善へ

1) 市民の命を守れる国民健康保険の運営を

①安心して医療にかかれるよう負担軽減を

- 依然として、保険料の被保険者の所得に対する負担は大きく、保険料が上がれば収納率が下がるという負の連鎖も懸念される。引き続き、国に国庫負担率の増額を要求するとともに、市独自で保険料の引き下げを行うこと。
- 2018 年度から国保制度が都道府県単位化された。住民の命と健康を守る自治体の役割を果たし、被保険者の負担増にならないよう国・県に対し、各市町の独自事業の継続と一般会計からの法定外繰り入れを認め、交付金を増額するよう求めること。

②医療を受ける権利を保障する制度運営へ

- 「払える資力があるのに払わない人」なのか、「収入が少ないために保険料を払えない人」なのかを丁寧に把握し、面会できない世帯に対しても機械的な資格証の交付をせず、短期証は郵送すること。
- 生活困窮者減免制度の「世帯全員の預貯金の合計」や「公私の扶助を受けている」「過年度の保険料に未納がない」などの条件を緩和・撤廃し、減免が必要な状況になれば、安心して使える制度へ改善を図ること。また、国保料通知や広報、ポスター、ホームページ等を使い、市民にわかりやすく周知すること。
- 滞納徴収が厳しくなり、差し押さえの件数が増加している。滞納者の実態を把握し、連絡が取れないことを理由に、一律に悪質滞納者として差し押さえを行うことがないようにすること。
- 払いたくても払えない生活困窮者には、滞納処分の執行停止をすること。
- 「給与や年金」など生活費が入っている預貯金の差し押さえは行わないこと。
- 国保法第 44 条の窓口での一部負担金免除制度について、引き続き周知徹底を図ること。また、適用基準については、県の基準が厳しすぎるため、市独自で生活保護基準の 1.2 倍以下の収入とするなど要件の緩和を行うこと。
- 特定健診については、検査項目を増やすなど工夫し、受診率を引き上げる取り組みを強めること。

2) 市独自助成の継続と高齢者医療改善の取り組みを

- 高齢者を差別し、連続的な負担増をもたらす後期高齢者医療制度は廃止して、高齢者の医療受給権を保障する新たな高齢者医療制度を国に求めること。
- 後期高齢者医療広域連合議会において、これ以上の保険料引き上げを行わないよう主張すること。
- 後期高齢者にも、希望者には人間ドックの補助を実施すること。
- 後期高齢者で継続して医療機関にかかっている人には、原則、特定検診の受診券は発行されない。検診を希望する人（または医師が必要と認める人）については、市に申し出れば受診券が発行されることを周知すること。
- はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業は、市独自の制度として喜ばれていたため復活を希望する声が多い。制度を復活させ、広報を工夫するなど広く利用されるよう取り組むこと。

3. 市民が健やかな生活を送れる体制づくりを

1) 医療と福祉の連携で安心の体制を一医療・福祉の効果的なネットワーク強化へ

- 地域における医療・福祉・介護を切れ目なく提供する体制を強化するために、核となる地域包括支援センターの役割が発揮できるよう、人員を増やすなど機能強化を図ること。
- アルコールや薬物依存に陥る人が増加し、家庭内暴力など深刻な社会問題にもつながっている。市民の健康被害防止のため保健予防対策の強化が迫られている。精神保健福祉相談も増え続けており、訪問や緊急対応に応じるためにも保健師増員に引き続き努めること。
- 難病患者の医療費助成は対象が拡大されたが、一方で負担が増えることとなった。患者を含む家族の状況など調査し、安心して必要な医療が受けられるよう国・県に施策の拡充を求めること。同時に大津市独自の補助制度の創設を検討すること。

2) 市民の心身の健康を守る施策充実へ

①公的役割を果たす市民病院へ

- 地方独立行政法人に移行しても市民の命と健康を守る地域医療の拠点である。効率化ばかりを求めて、市民サービスの低下や職員の労働条件の悪化を招かないように、安全で安心の医療の提供という観点を最優先に運営すること。
- 市民病院が公的役割を果たすために、経営改善に取り組むと同時に必要な財源は、取り交わしたルール分にとらわれず一般会計から繰り入れること。

②各種検診事業の推進など保健施策の充実を

- 一般健康診査をはじめ、各種検診の受診率は増加しているとは言え、その向上は大きな課題である。診療所など地域の医療機関と連携した取り組みなどよりいっそうの受診奨励の取り組みを引き続き強め、受診率向上のプログラムを策定すること。特に働く世代を含む成人期の受診率向上に向けた効果的な方法を検討すること。
- 環境汚染が引き起こすとされているアトピーや化学物質過敏症の状況や、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンやシックスクール、シックハウスなどの健康被害の調査と安全対策を強化すること。
- 電磁波の影響について、WHO（世界保健機関）の指摘を受けて、アメリカや欧米では電磁保護基準の法制化がなされ、電磁波測定法の規格化が進められている。
電磁波の発生源が急増している中、市民の不安、被害防止のために、電磁波の健康への影響に関する研究、調査を行い対策について検討するよう国に求めること。
- ヨウ素剤の配布について、配布地域や時期などを具体的に検討すること。
- 受動喫煙対策を強化する健康増進法の一部が改正された。飲食店等における中小企業の事業主等が受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に取り組めるよう、周知啓発を行うこと。
- 東京都は国の規定よりも踏み込んで「従業員を雇用する飲食店は原則全面禁煙」を条例化した。本市でも条例化に向け、速やかに関係事業者と協議に入ること。

③自殺対策の推進

命の大切さや自分の存在意義を学ぶ機会を設けることや、悩みを一人で抱えないためにも相談窓口の周知を強めるなど自殺に結びつけない取り組みが求められている。

- 労働基準法の改悪や違法な働き方による過労自殺が多発している。長時間労働を広げる労働法

制の規定の撤廃を国に求めること。

- ストレスチェックを有効に活用できるよう、職場への啓発や職場環境の改善、休職からの復帰の取り組みについて、公民を問わず取り組みを促進すること。
- 不安定雇用、無職者に精神疾患を患う人が増えていることから、安定的に働くことができる職場を抜本的に増やすため、ハローワークなどと連携して対策を検討すること。

3) 子どもたちの健やかな成長へ、支援体制の強化を

①子どもの医療費無料制度の拡大を

- 子どもの医療費助成制度は段階的に拡充されているが、子育て世帯の経済的支援を推進するためにも中学校卒業までの無料化に向けて、いっそうの取り組みを強化すること。
- 県の制度としてもさらなる拡充を図るよう、県に強く求めること。

②乳幼児健診は直営で実施を

- 全国に先駆け子どもたちの発達を大切に実施してきた乳幼児健診は、安心の子育て、子どもたちの健やかな成長に欠かせない事業である。積み上げてきた実績をもとに、疾病や発達障害等の早期発見、関係機関との連携による迅速で適切な対応を行って成果を上げている。安易に民間委託せず、保護者や関係者の声を聞き共同して充実、発展させるために、市の責任の下、直営で継続すること。

③子ども発達支援センターの充実を

- 発達や情緒に課題を持つ児童・生徒や保護者の相談が増加する中、発達支援体制の強化が求められている。引き続き、専門職をはじめ関係機関などとの連携を強化し、体制の充実に取り組むこと。
- 中学卒業から 18 歳未満までの年代に対する相談支援についても大津市で必要な相談支援が受けられるよう調査、研究を強め、継続した支援の仕組みづくりに取り組むこと。

4) 市民の食の安全へ取り組みの強化を

- 市民の安全な食生活の確保のため、適時に市民への迅速で適切な情報提供のための情報収集、情報管理を行うことや、食品安全の検査体制の強化に努めること。

5) 人と動物の豊かな共生社会に向けた取り組みを

- 飼い主に対して、適正飼養や終生飼養、安全で快適な飼養保管環境の確保など、動物福祉の基本を保障する義務と責任を学習する取り組みを強めること。
- 災害時におけるペット同行避難者の、避難所の受け入れ体制や動物救護体制等、総務部危機・防災課と連携協力して、他市の事例等研究して対策を講じること。
- 被災動物の保護も含め市民団体の過重な負担が問題となっている。保護されたペットの問題行動はできるだけ矯正しつつ、譲渡の機会を増やせるよう努めること。
- 利益を優先させ動物の命と健康、予防原則をないがしろにしないよう、販売事業者などへの立ち入り検査や幼齢犬猫の販売制限等、監督・指導を徹底すること。
- 地域猫活動支援事業の成果が現れてきている。現在取り組んでいる方々の活動促進や、新たな取り組みが広がるように、近隣自治会の理解を深めることなど、引き続き啓発や支援を強めること。

- 昨年から開催されている「ペットのつどい〜なぎさのドッグラン」は、目的を明確にし安全確保を怠らないこと。

産業観光部

1. 地域経済活性化への取り組み強化を

①地域経済を守り発展させるため積極的な取り組みを

- 市内に事業所を置く大企業においても、多額の内部留保があることが明らかとなっている。労働者の賃上げと雇用確保にまわすよう働きかけること。
- 企業立地促進助成制度は、資力のある大企業へ多額の税金を費やすのではなく、地域経済を支える中小事業者が利用しやすく、地域への再投資が期待できる効果的な制度へと発展させること。

②地域経済の主役である中小事業者応援の施策充実を

- 中小・小規模企業振興の取り組みを強める姿勢を示し業者を激励する「中小企業振興条例」を制定すること。
- 中小・小規模企業の実態・要望を把握する取り組みを行うこと。
- 2017 年 4 月に策定された「大津市中小企業振興計画」は、中小企業振興の目標・基本方針と戦略・重点施策を示すものであるが、地域を支える人材を育むことを念頭に、持続的な支援策とすること。
- 事業者が持続的に発展するため、経営のノウハウや地域資源の活用、販路拡大などの支援体制を整備すること。
- 国は 2021 年度よりインボイス方式の導入を義務づけようとしているが、中小零細事業者にとっては、事務負担増・徴税強化となるため導入しないよう、国に求めること。
- 小規模企業振興基本法は、個人事業主・従業員 5 人以下の「小企業者」などを地域経済の主役と位置づけ、事業の持続的発展の重要性を明確にし、国、地方自治体に施策の策定と関係団体との連携する責務を課している。小規模企業の事業と生活実態を調査し、専門相談など積極的な施策を講じること。
- 自営業・農業女性の労働を正当に評価するために、人権を侵害している所得税法 56 条は廃止するよう国に求めること。
- 住宅等改修助成事業は、本市でも支出額に対して 20 倍以上の工事額が動き、執行部自ら市内に経済波及効果があり地域経済の活性化につながっていると認めている。手続きの簡素化や応募期間を通年にするとともに、商店や個人住宅のバリアフリー改修など、市民にとっても事業者にとっても使いやすい制度となるよう改善を図り、制度を復活させること。
- 「学生就職面接会」などを通じて、中小企業の魅力を学生に伝えて採用につなげる機会を設けること。また、市内の中小企業に就職した新卒者に奨学金返済の一部免除を行うなど、中小企業の後継者対策・人材育成を支援すること。

③雇用を守り、就労支援を充実させる取り組みの拡充を

- 関係機関と連携し、伝統工芸や農林漁業など幅広い職業の雇用確保に向け取り組むこと。
- 若者から高齢者まで、働く人を過酷な労働に追い立て使い捨てにする「ブラック労働」が社会問題化し、対策も進められてきているが、いまだ蔓延している。労働者の SOS を受けとめる相談窓口を設けること。
- 違法なサービス残業の根絶やパワハラへの規制などを進めるために、関係機関と連携して情報

収集を行い、労働者への適切な情報提供に努めること。

- 市内企業の解雇・人員整理については、事業者の社会的責任を求めるとともに、非正規から正規雇用への転換目標を設定し、正規雇用を拡大した企業を支援すること。
- 職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会をつくるなどして、短期的な就労支援から正規雇用につながる支援を検討すること。

④競輪場跡地利活用は業者任せにせず市が責任を

- 市民から跡地活用として、学校の移転先や防災公園とするなどの要望が出され、中消防署の移転先という提案もあったものの、市は貸地として民間に開発・運営を丸投げすることを決定した。市民とともに市民のための活用を図る自治体のあり方として問題がなかったのか、見直すことをも含めて検証をすること。
- 民間事業者に運営を委ねたとしても、市民の財産である市有地で行われる事業である。市民や地元自治会から出されている声を反映し、交通渋滞の防止、通行の安全・治安・避難所機能の確保など、事業者任せにせず市が責任を持って取り組むこと。また、説明会については、業者による住民説明会だけでなく、広く近隣住民への説明会を市が開催すること。

⑤観光振興で地域の力を引き出すこと

- 道の駅「妹子の里」や「おごと温泉観光公園」について、地場製品の販売や特産品の開発に力を入れ、引き続き地域振興の拠点として役割が発揮できるよう支援すること。
- 大津市の観光振興を推進し、市内の各地域の特色を生かし取り組めるように、（公社）びわ湖大津観光協会と地域の観光協会の、それぞれの役割を明らかにしながら、有効な連携について検討すること。
- 年々増加する登山愛好家とともに、山岳遭難事故も多発傾向にある。特に増加している中高年を含めた現状把握を行い、安全な登山が楽しめるよう、地元山岳連盟や関係団体との協力・連携を強化し、登山道、案内板などのいっそうの整備を図ること。
- インバウンド国際観光推進事業に多額の予算をあて取り組まれているが、外国人観光客の増加が大津の観光事業者の振興、大津の賑わいなど地域経済の活性化にどのような成果を上げているのか検証し明らかにすること。
- 外国人観光客が増加する中、無許可民泊の問題が発生している。市内の実態調査、苦情の対応など対応を強め、安全・安心な宿泊を確保できる整備に取り組むこと。

2. 農林水産業振興と食の安全・安心確保を

1) 自給率向上を目指した農林水産業の振興を

①安全・安心の食料と地域経済を支える農林水産業を守るよう国に求めること

- TPP11 や FTA などへの参加は日本の農林水産業に深刻な打撃を与える。食料主権を守り、食料自給率向上の取り組みを強化するよう求めること。
- 種子は農業や食料生産の基盤であり、自由経済に任せることはこれを崩すものである。種子法の復活と、種子を守るために国や県に責任を果たすよう求めること。

②地域の特色を活かした「地方計画」を

農業者の長年の運動によって 2015 年に全会一致で成立した都市農業振興基本法は、宅地化すべきとしていた都市の農業・農地を保存すべきものとしており、地方自治体には「地方計画」の策定

が求められている。

- 市街化区域での農業が、周辺の都市化による水質の汚れや、志賀地域では合併により都市計画税が課せられることになるなど、継続が困難になっている。防災機能や国土利用など多方面と関係があることから、他の部局と連携して策定すること。
- 農地の転用規制、適正な利用・管理の推進、遊休農地の解消など、市街化区域を含む利用の適正化を図り、農地・緑地の減少を食い止めること。
- 農地の基盤整備、販路確保など、農業生産を拡大する条件を広げること。
- 体験農園を都市農業における大事な施策として充実させるとともに、農業ボランティア、市民農園、都市住民による農業生産への参加など、地域の条件にあった農業生産への参加、農家と住民との交流が広げられるようにすること。
- 庁内で連携し、家庭の生ごみや食品廃棄物、街路・公園などから出る枝葉、家畜ふん尿など、生活の中で大量に発生する有機質廃棄物の堆肥化・ペレット化を進め、リサイクルを生かした有機農業や資源循環型の生産体制を広げること。
- 特色ある大津野菜の生産拡大に向け、県や JA、大学と連携し、伝統野菜の復活とブランド化が進められている。地域の歴史や特色を生かした魅力ある特産品づくりと有効な販売戦略は地域の活性化にもつながる。加工場の建設など、さらなる支援を行うこと。

③地産地消の取り組みの推進を

食の安全・安心が求められ、食料自給率を引き上げることは重要な課題である。

- 地域農業の活性化に向け、生産者と消費者、住民の結びつきを強める機会を設けるなど、地産地消の多面的な発展を図り PR を積極的に行うこと。
- 食育の観点から、教育委員会とも連携し、学校給食への地元食材の利用促進を引き続き図ること。

④地域農業を守り、地域農業者の声の反映を

農業委員会法の改正によって、人と農地を守るという農業委員会の役割と性格が大きく変えられた。農業委員の選出は、市長の任命制に変更され、農業委員の要件から「区域内に住所を有する」「耕作の業務を営む」との規定が外された。

- 市内の農業者を守り、声を届けるために、農業委員および推進委員の任命にあたっては、市内在住者で、耕作を営む地域農業者を優先させること。
- サイエンスパーク内に、大規模な競走馬育成施設をつくる計画が進んでおり、周辺の農業関係者からは、河川の汚濁などによる農業への影響を懸念する声がある。事業者に対し、周辺住民への説明責任を果たすよう、指導を強化すること。
- 種子を守るために種取り農家の保護を行うこと。

⑤新規就農者への支援策の拡充を

青年層や定年退職者層に、新規の就農に意欲を持つ人が増えている一方、高齢化と後継者難で廃業を余儀なくされる農業者が加速度的に増えることが予想される。

- 担い手の確保のためにも、新規就農者が安心して農業に踏み出せるよう、農業委員会や JA など関係機関との連携・協力による施設・設備の整備や技術面への支援策のみならず、相談体制も充実させるなど体制を強化すること。
- 新規就農者発掘事業の実施の検証を行い、新たな担い手づくりを行うこと。

- 大津ブランドの開発・販売を促進し、農業就農者の促進を行うこと。

⑥鳥獣害対策への有効な対策を

- 鳥獣被害の防止について、国や県に対し継続した事業の推進を引き続き求めること。
- 里山を適正に管理し獣害を防ぐために、現場での経験や専門知識を持つ人材育成をすること。
- 他自治体の事例も参考に、生息・行動調査に基づいた有効な手立てを検討すること。

⑦地域に即した持続可能な森林管理を

- 「新たな森林管理システム」の運用に際しては、一律に森林所有者を選別することなく、憲法の保障する財産権や営業の自由を侵害しないこと。
- 全国的に広がっている自伐型林業の取り組みを支援すること。
- 森林の環境保全や水源機能など、生物多様性にも配慮し公益的な価値を持続的に守ること。
- 観光資源としても、予防治山や景観保全が必要である。他部局とも連携し、整備に努めること。

2) 市民本位の公設卸売市場のあり方検討を

- 卸売市場法が改定にされた。市場関係者の意見を十分に聴取し、公正な価格形成などに寄与している現行の取り引きルールを堅持すること。
- 市場の民営化はいったん中止し、市場の今後のあり方について入場業者をはじめ市場関係者との丁寧な協議を引き続き行うこと。
- 農業振興、地産地消を推進し、食の安全や適正価格など、市民の安心と安定した供給の役割を果たし、公益性が低下することのないよう取り組むこと。
- 市場からの排水の水質が規制基準値を超えている問題については、市が責任を持って早期に解消すること。

環境部

1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を

1) 減量・リサイクルの本格的な取り組みと環境整備を

①ごみの分別と減量の促進を

“燃やせるものはすべて燃やしてしまおう”と、ごみの焼却量を増やす流れが強まっているが、地球環境の保全、資源枯渇などの問題解決のためにも、ごみの発生抑制、減量・リサイクルなど循環型社会の実現に取り組むことが求められている。また、自治体と住民に負担を押しつける現行のごみ行政を、OECD から勧告されている「拡大生産者責任」を果たさせる立場で抜本的に見直すことが必要である。

- 子どもたちに豊かな環境を引き継いでいくために、ごみ減量の基本である 3R を進め、消費者教育の推進も含め庁内で連携し環境問題に幅広く積極的に取り組むこと。
- 製造業者が製品の設計段階から廃棄物の発生抑制、減量・資源化を考慮して製造・販売を行う「拡大生産者責任」の導入を国に求めること。
- 事業系食品残渣（ざんさ）の処理について、多角的に有効な手法を引き続き検討すること。
- 2017 年度は家庭系燃やせるごみが増加傾向となり、プラスチック製容器包装の収集は、当初の目標値から大幅に下回っている。原因を分析するとともに、リサイクルの重要性や正しい分別方法などについて、市民がごみ処理に関心を持てるよう、デジタル媒体だけでなく、わかりやすい広報・啓発をいっそう強めること。

- ごみ出し支援戸別収集サービスのいっそうの充実を図ること。
- 蛍光灯などの有害廃棄物の店頭回収を引き続き推進することや、刈草剪定枝の回収および再生堆肥化を推進すること。
- 家庭用ゴミ収集の有料化は、今後も行わないこと。
- 台風や集中豪雨など、自然災害による瓦礫など、ごみの搬出・処分については、個人の自己負担ではなく、市の事業として支援すること。
- 事業者がクリーンセンターに草木を搬入する際には、現在は本庁で許可をとる必要がある。支所でも手続きができるようにすること。

②施設整備のあり方について

環境美化センターと北部クリーンセンターの焼却施設の建て替え事業が、PFI の手法である DBO 方式により、施設の設計から施工、20 年にわたる運営が一括して、民間の新たなグループ会社に委ねられることとなった。しかし、PFI 事業による契約が解除された事例や、代表企業の破綻により閉鎖に追い込まれた事例もあることから、リスク管理や市民の安全を守る事業実態の監視といった責任も問われてくる。

- 管理者である市の責任で、必要な技術的知識や専門性を持った職員の育成も含め、安全・安心のためのチェック体制を確立し、市民にモニタリング結果を公表すること。
- 新施設が稼働されても発電を目的とした安易なプラスチックごみの全量焼却は行わないこと。
- 市の責任で、新施設の計画を広く市民に知らせるシンポジウムや、公募による市民参加の協議会運営、新施設を活用した新たな環境教育など、市民に開かれた事業を積極的に行うこと。
- 地区環境整備事業については、他地域との公平性や透明性という点では、いまだ不十分である。他の補助事業との整合性の観点からも、引き続き見直しを検討すること。

2) 産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を

①産業廃棄物不法投棄防止の強化を

- 現在、許可を受けて搬入している事業所に対し、引き続き展開検査を実施させ、市としては立ち入り調査を強化すること。
- 和邇中では、過去の不法投棄の解決に向け、民間事業者が処理を行っている。滋賀県とも連携し、積極的に周辺地域へ、処理状況の情報提供をすること。
- 高濃度の PCB 廃棄物の処理期限が 2021 年 3 月と迫っている。引き続き、掘り起こし調査と期限内処分の指導を行うこと。

②土砂条例のさらなる改正の検討を

- 許可を必要とする面積以下の埋め立てについて、現時点ではパトロールの強化とされているが結果的に条例違反となっていることが見受けられる。この場合の保証金もなく、撤去されないまま放置されていることもある。許可を必要とする面積を 500 ㎡以上に改正すること。
- 伊香立南庄町の埋立地は、今後も定期的に監視、土壌・水質検査を行い、住民の不安解消に努めること。

③汚染土壌処理事業・産業廃棄物処理事業の情報公開の強化を

- 汚染土壌の搬入状況について、現在、搬出者に事前の報告が求められているが、定期的に、議会に報告を義務づけること。

- 事業者に対し、搬出事業所、搬入期間、搬入方法、搬入量、含有物質、処理方法など、提出を義務づけること。
- 事業の変更・拡大にあっては、周辺住民に影響が及ぶことから周辺地域住民や団体に対し、事前にその内容について情報を公開すること。

④市内環境の保全に幅広い取り組みを

- 無許可業者による無料回収が市内でも行われている実態があるが、家庭ごみの不法投棄につながるおそれがあることから、市民への啓発を強化すること。
- 民地の空き地について、管理が不十分なことによる防犯、防災、景観への影響に対し、管理を義務づける自治体が増えている。他市を参考に大津市生活環境の保全と増進に関する条例を改正すること。
- 琵琶湖市民清掃は市民が主体となっている事業ではあるが、開催時期が夏季のため熱中症予防も含め、安全対策について見直しや啓発を行うこと。
- 公共用水域の水質保全是公の責任である。下水道の整備予定区域にありながら、整備がされない地域で設置されている浄化槽の維持管理については、下水道整備を基本としつつ、企業局と連携して対応を図ること。また、県の補助金が適用されない場合は、大津市独自に制度をつくり補助すること。
- 吸い殻ポイ捨て禁止、歩きたばこ禁止の啓発キャンペーンを全市で展開すること。また路上喫煙禁止区域を主要駅周辺以外にも拡大すること。

2. 環境保全対策の充実・強化を

①地球温暖化防止対策の強化を

持続可能な経済・社会を実現するためには、温暖化ガスの大幅削減を実現する対策など地球環境の保全の見通しを立てるとともに、身の回りの環境対策に真剣に取り組むことが必要である。

- 地球環境保全のみならず、防災の面からもエネルギーの地産地消が求められている。琵琶湖を抱える大津市として、再生可能エネルギーを推進する環境都市推進施策を強化すること。
- 太陽光パネル設置補助などの助成予算を増額するとともに、大津市の気候風土に適した再生可能エネルギーの活用を進めるなど、市民・事業者・行政が協力して地域全体での自然エネルギーの促進に取り組めるよう、施策を推進すること。
- 地域住民・NPO 団体・中小企業などが、再生可能エネルギーを促進、事業化しやすいように、地域の金融機関と協力し、事業立ち上げのための無利子・無担保の融資制度を創設すること。
- 再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度を改善し、再生可能エネルギーの普及を進めるよう国に求めること。
- 太陽光発電設備については、適正なリサイクル等を推進および啓発に努めること。

②琵琶湖と自然環境の保全への積極的取り組みを

国民的資産である琵琶湖を、健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、昨年 9 月「琵琶湖の保全および再生に関する法律」が施行され、関係地方公共団体が講ずべき施策が示された。

- 水草の除去等、法律を具体化した積極的な取り組みを行うこと。
- 大津市内の一部の河川（総門川など）では、依然として悪臭や汚濁などが見られる。さらなる水質の汚濁防止に取り組むこと。

- 大気汚染の中でも重大な汚染物質である微小粒子状物質（PM2.5）は、呼吸器系疾患だけでなく循環器系疾患や肺がんとの関連も指定されている。観測体制の充実と迅速で適切な情報提供に取り組むこと。

未来まちづくり部（都市計画）

1. 災害に備える安全なまちづくりへ

全国で自然災害が多発している。住宅をはじめ建築物・設備の耐震化や災害の危険を回避するための予防措置、災害リスクの情報提供を行うなど市民の命や財産を守る安全なまちづくりに向け、市民の理解と協力を得ながら取り組む必要がある。

- 市民とともにまちづくりを進めるという理念のもと、繰り返しの周知啓発にあわせて、市民の取り組みを支援する補助制度の維持・拡充を積極的に行うこと。
- 公共施設の安全性チェックを毎年実施し、設置地域に結果の公表を行うこと。
- 機会を捉えて建物の耐震化の必要性和、支援制度の活用方法などの周知啓発を行うこと。
- 耐震診断派遣事業の継続と耐震補強案策定補助制度の復活、住宅耐震改修助成制度の拡充を行うこと。
- ブロック塀等の安全点検は所有者任せではなく、市が率先して関係機関と連携して進めること。
- 民間ブロック塀等耐震化促進補助制度を創設すること。
- 大規模盛土造成地分布マップだけでなく、宅地の液状化被害可能性マップも公表すること。また、危険地域への周知とともに、専門家の協力を得ながら市と市民が対策について協議できる仕組みをつくること。

2. 安心して暮らせる住まいの確保を

住まいは生活の基本であり、権利である。「民間まかせ」「自己責任」を基本とする住宅政策を「住まいは人権」との立場に立った政策に転換することが求められている。本市においても市民の安心できる住まいを確保する公的責任を果たし、支援策を充実させることが急務となっている。

- 建築主事の確保や体制の強化で建築物の検査体制を拡充するとともに、独立性、非営利性を原則とした第三者によるチェック体制の創設に向け取り組むこと。
- 厚労省の「チャレンジネット」などの取り組みを研究し、住宅弱者に対する家賃補助、敷金・礼金などの初期費用貸付や相談体制など、公的な居住保証制度を創設し居住の安定を図ること。
- 「大津市居住支援協議会」を設立し、社会的弱者に対する居住確保の対策を強めること。
- 市営住宅の管理運営に、指定管理者制度を導入しないこと。共益費は市が徴収すること。
- 公営住宅については、子育て世代も入居できるように入居収入基準を引き上げること。
- 市営住宅入居の際の保証人は不要とし、子どもへの居住継承は復活すること。
- 市営住宅の火災報知器設置および更新は、市の責任で行うこと。
- 老朽化した市営住宅の住み替えに際しては、入居者の声を丁寧に聞き取り、負担軽減の制度を創設して安心して住み替えができる条件整備を図ること。
- 「孤立死」を防ぐため、福祉部局と連携し、単身高齢者の見守りなどを行う自治会などに対する支援制度を強化・充実すること。

3. まちづくりの一環として空き家対策の推進を

「放置空き家」は、解体・除却するだけでは資源の浪費であり有効活用が求められる。解決を市

場原理に委ねるのではなく、市民、事業者の理解と協力が得られる仕組みづくりが必要である。

- 老朽危険空き家の対策を最優先にすること。
- 中心市街地や日吉台のモデル地域の取り組みを早急に検証し、課題を明確にして仕組みづくりを進めること。
- 住宅困窮世帯への空き家の提供や撤去跡地への公園整備など、空き家対策を市の施策全体に活かせるよう積極的に市が関与していくこと。
- 新たな空き家を増やさないためにも、需要を大幅に超える供給がされないよう都市計画、建築規制を機能させること。
- 地元建設技術者が、診断や住宅改修などの技術力を身につけられるよう支援すること。

4. 環境破壊や近隣住民に不安を与える開発事業から市民を守るために

民間事業者による開発事業において、自然環境の破壊や生活環境への悪影響が問題になっている。事業内容について地域住民の理解が得られる説明がなされていない、計画通りの工事が実施されていないなどにより裁判にいたる事例まで起きている。市には事業者に対する毅然とした指導が求められる。

- 2017 年度に創設された「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」を実効ある条例とするために、事業者への適切な指導・監督が行えるよう体制を充実させること。
- 秋葉台地先での開発事業問題を教訓にして、市内での民間事業者による開発事業の許可にあたっては、許可された計画通りに進められるよう、適切な指導・監督のために判断基準の明確化やマニュアルの見直しを行い、体制の強化を図ること。
- サイエンスパーク内の競走馬育成施設整備事業について、地域住民への説明責任を果たすよう、事業者への指導を強化すること。

5. 市街地農地保全策の検討を

- 市街地農地は、公害や災害防止などでも重要な役割を担っている。将来を見通したまちづくりの計画に位置づけ、保全に取り組むこと。
- 市街地農地を保全するため、周辺の環境や景観の維持など市街化調整区域における規制・誘導策の導入を検討すること。

6. 景観保全や歴史的資源の活用で住民主体のまちづくりを

大津市には自然景観、歴史的資源など、恵まれた特色が多くある。これを生かして来訪者を増やし、まちの活性化につなげることが望まれている。保全や活用方法などを住民とともに考え、市民が誇れるまちづくりを進めることが重要である。

- 地域での取り組みを推進するために、景観重点推進地区の取り組みを広げ、景観協定や地区計画などに必要な情報や協議の場の提供、専門家のアドバイスなど適切な支援を行うこと。
- 景観保全のため、屋外広告物規制の重点地域を拡大するなど取り組みをいっそう進めること。
- 大津駅前の中央大通り活性化のためのジュネーブ構想のように、大津の玄関口だけに特化するやり方ではなく、市民生活の向上につながる事業となるような活性化策を検討すること。
- 湖岸エリアの公園整備に民間を活用しようとしているが、計画から整備まで民間任せではなく、市が市民の意見を反映し主体性を持った取り組みとすること。

7. 駅周辺整備の適切な推進を

- 堅田駅西口土地区画整理事業は、計画通り事業が完結するよう最後まで取り組む必要がある。残された地権者との丁寧な協議を行い、市の誠意ある対応で協力を求めていくこと。追加的な市の負担が発生しないように、適切な事業の進捗管理を行うこと。
- JR 瀬田駅前には、人口増加に伴い朝夕の送迎自家用車とバスやタクシーで混雑し危険な状態である。応急的な整備はされたものの解決にはいたっていない。抜本的な解決に向け、用地取得し整備を急ぐこと。
- 膳所駅周辺整備は、駅利用者や通行者の声を反映して、安全と利便性を確保できるように計画の見直しも含めて取り組むこと。利用者の利便が損なわれないようエスカレーターなどの施設の点検は徹底して行うこと。
- 大津駅ビルへのエレベーターの設置について、引き続き JR や事業者と協議し、実現に向けて積極的に取り組むこと。

8. 安全・安心な公園・広場の維持管理を

子どもの成長を促す遊びの場や市民のコミュニティを広げる場として、公園や広場の安全・安心の確保のために、市が責任を持って維持管理を行う必要がある。

- 定期的に遊具の安全点検を実施し、地域にその結果を公表すること。子どもの命に関わることから予算を増額し、修繕や改良は迅速に行うとともに、修繕完了の目途を周知すること。
- 安全確保やまちの美観、観光推進の観点からも、予算を増額して、公園愛護会や地域住民の協力も得て除草回数を増やすこと。

9. ふれあいスポーツセンターの運営改善を

ふれあいスポーツセンターは、障がい者、健常者がともにスポーツに親しむことができることを目的とした施設であり、その役割を果たすことができるよう、利用者から寄せられる声を運営に反映することが大切である。また施設を通して、市として障がい者に対する合理的配慮などの理解を促進していく必要がある。

- 障がい者が利用しやすいレッスンの時間帯を設定するなど、障がい者、健常者の利用のバランスを図ること。
- 施設の役割を果たすため、指定管理者制度ではなく障がい者福祉に知見を持つ団体に運営を委託するなど、管理運営について再検討すること。

未来まちづくり部（建設）

1. 市民の交通・移動権を保障する地域公共交通の充実を

自動車優先・道路偏重の交通政策が、公共交通利用者の減少を招き、本市でもこれまで住民の足となってきたバスの路線廃止・減便が相次ぎ交通弱者が増大している。移動が制約されることは、まちの活性化にも逆行する。また、地球温暖化対策としても問題である。住民の安全・安心の交通権を保障して住み続けられるまちをつくる市の責任を果たすことが求められている。

- 市民誰もが、どこに住んでいても安心して暮らし続けられるように、市内各地で公共交通の充実が求められている。策定中の公共交通網形成計画に、地域ごとのニーズや課題を整理し、対策を立て明記すること。
- 大津市北部・高島市にとって公共交通の要である JR 湖西線を JR の責任において存続させるよ

う取り組みを強めること。

- 志賀地域で実施されているデマンドタクシーについては改善が行われているが、小松学区からは和辻駅周辺までの料金が高く、使いづらいとの声が寄せられている。収益率にとらわれず、市民が利用しやすいよう市として取り組み、料金の値下げを行うこと。
- 葛川地域をはじめとする北部地域のバス路線、デマンドタクシーの確保のため、引き続き支援をすること。
- 住民の助け合いによる住民の足を確保するための事業が実施されている地域があるが、市民と行政の協働の取り組みとして、事業に対する財政的な支援制度を創設すること。
- 一般ドライバーがインターネットを介して利用者と契約し、自家用車で運ぶライドシェア（相乗り）の普及や、公共交通への自動運転導入に向けて経済界や政府の動きが加速しているが、「利用客の安全が守れない」などの批判が高まっている。大津市においても自動運転の実用化の取り組みが進んでいるが、安全性が担保できるまで安易な導入はやめること。
- 高齢者が運転免許証を自主返納しやすいよう公共交通の充実を図るとともに、市独自の支援制度を創設すること。

2. 道路、鉄道の安全性・利便性の抜本的向上を

市が主体的に取り組むことはもとより、事業者が社会的責任を果たすことが求められている。

- 近江舞子駅など、志賀地域にある JR 駅は、市としてバリアフリー基本構想に位置づけるとともに、合併特例債を活用して、JR の負担分を市が予算化して年次的にエレベーター設置の取り組みを進めること。
- 乗客の安全確保や利便のためにも駅員の複数以上の配置を JR に求めること。また、ホーム転落防止柵の設置、トイレの整備、駐輪場の設置、施設のバリアフリー化を求めること。
- 湖西線比良駅では、2017 年の乗降客が 3 千人を下回ったためにエレベーター設置計画が膠着状態となっている。引き続き、設置実現に向けて JR や国・県など関係機関に働きかけること。
- 京阪電車駅前駐輪場が、本年より市営から京阪電鉄による運営に変わり、駐車料金の発生や、原動機付自転車の駐輪スペースがないなど利便性が低下する事態になっている。定期割引などもないため、とりわけ通学費の負担増となっている。京阪電鉄と協議をし、利便性の向上に取り組むこと。
- バス路線の減便が進んでいる。市民の移動権を保障するために、大津市地域公共交通活性化協議会の協議対象とするよう事業者と交渉すること。

3. 利用しやすい駐車場事業の推進を

公共駐車場のあり方の検討が進められているが、公共性や採算性ばかりを優先させるのではなく、市民サービスの低下や撤退後の周辺環境の悪化など広い視野で検討することが求められる。

- 民間駐車場の進出が広がっているが、公共駐車場の存在が料金を抑えている一面があることから安易な廃止は行わないこと。
- パークアンドライドや当日最大料金の導入など、利便性向上の取り組みを進めて効果が現れているところであるが、利用回数の減っている駐車場もある。よりいっそうの利便性の高い公営駐車場の運営を進めること。
- 障害者割引については、より利用しやすい手続きとなるよう、引き続き改善のために研究を進め、実現に取り組むこと。

4. 生活道路の整備促進を

「自由かつ安全に移動・利用することは基本的権利である」という考え方に立ち、生活道路は、誰もが安全に通行できるよう整備する必要がある。

- 自転車と歩行者の交通安全のために、通行分離を可能なところから進めること。
- 通学路の安全性向上のため、道路拡張などの対応ができない箇所についても、子どもの目線にたった車両への注意を促す標識や看板の設置など有効な対策を講じること。高齢者や子どもにも認識できるよう、視覚的に危険を知らせるなど表示を工夫すること。
- 段差のない歩道など、誰もが安心して通行できる道路にするための改修・整備を計画的に促進すること。側溝整備は、地域と協議をしながら計画的に進めること。
- 視覚障がい者等の安全通行のために点字ブロック、誘導用線ブロックなどの敷設を計画的に実施すること。
- 草刈りや清掃など、道路の維持管理に住民や団体の協力を得て取り組みを促進すること。
- 葛川地域は国により豪雪地帯として認定されているが、限界集落となっており、私道や屋根の雪下ろし作業など、集落内の自助共助が限界となっている。滋賀県とも連携し、私道や歩道の除雪も、地域限定という条件で実施に向けて取り組むこと。

5. 市道橋改修推進、安全維持の点検・管理を

- 長寿命化修繕計画を着実に推進するため、国からの交付金も活用し、引き続き予算確保に努めること。
- 全国で構造物の落下事故などが起こっており、計画に含まれていない一般橋梁についても、定期点検を実施し、必要に応じて市民の安全を確保するため適切な修繕・管理を行うこと。

6. 琵琶湖大橋は無料へ

- 無料化を先延ばしせず実施するよう県に求めること。

7. 自然環境を破壊するダム整備でなく、流域治水と河川改修での治水対策を

国は水害・防災対策と銘打って、いったん凍結していたダム建設を促進しようとしている。しかし 2018 年の西日本豪雨において、ダム依存の考えが流域の住民の命を奪う結果となったことなどを教訓にすべきである。ダム依存や、洪水を河川内に閉じ込める治水対策では災害を防ぐことに限界があり、洪水を安全に受け止める流域治水対策こそが必要であることは明らかになっている。

- 近年の予想を遙かに超えた集中豪雨による被害を見ても、県の流域治水計画に対応した、市としての治水対策の指針の策定をすること。
- 一級河川の浚渫を県と連携して行うこと。
- 大戸川流域については、引き続き計画的な河川の整備・改修を行うとともに、日常的な維持管理の実施を県に求めること。
- 大戸川流域での内水氾濫について、洪水を河川内に閉じ込めることには限界があり、地域住民とともにハザードマップを活用した防災対策を検討すること。

企業局

1. いのちの水を守る水道事業の安定運営を

人が生存する上で欠かせない水を安定的に供給するためには、国が進める広域化や官民連携では

なく、市が主体的に事業運営に取り組むことが必要である。

- 国で継続審議となっている広域化と官民連携を推進する水道法「改正」に反対すること。
- 水道設備の耐震化は、国の責任で財政的、技術的支援を行うよう求めること。
- 工場や商業施設、病院などでの地下水利用が増加しているが、水道事業の経営を圧迫する事態を招く要因の一つとして、地下水は「公水」とであるという視点からの利用規制など、他都市の対応や考え方について調査・研究を行うこと。

2. 市民負担に頼らない下水道事業の安定した運営を

下水道事業は水道事業とあわせて、市民生活を支える重要なライフラインであり安定的な運営が求められる。

- 公費と私費の負担割合については、暮らしを脅かすことがないよう市民目線にたって判断するとともに、公衆衛生の観点から引き続き適切な公費投入を行うこと。
- 全国的に課題となっている不明水対策については調査・検討が進められているが、取り組みを推進するために国のさらなる支援を求めること。
- 下水道事業の安定した運営のため、国庫負担を削減せず充実するように、引き続き国に要望すること。
- 下水道の整備予定区域にありながら、整備がされない地域で設置されている浄化槽の維持管理については、下水道整備を基本としつつ、水質保全のために環境部と連携して対応を図ること。また、県の補助金が適用されない場合は、大津市独自に制度をつくり補助すること。

3. 市民に安全・安心の継続したガス供給を

2019 年度から官民連携出資会社を設立し新たな運営が開始される。企業局が市民と築いてきた信頼を守りながら、安全・安心で継続したガス供給が行われるよう市が責任を果たす必要がある。

- 市民サービスを守り充実させるため、ニーズを積極的に把握してサービスの向上を行うこと。
- コンセッション方式の導入目的は、事業の効率化、コスト削減とされている。黒字経営という面だけでなく、業務ごとの効果やサービスへの影響をチェックするなど定期的な検証を行い、運営状況を市民に公開すること。
- 運営権者の経営状況についての情報開示を求めること。
- 運営権者の利益優先にならないよう安易な料金値上げは受け入れないこと。
- 災害や事故の発生時には、運営権者にも相応のリスクを担わせるために具体的な取り決めを締結すること。
- 業務のモニタリングが、市民の利益を重視した視点で確実に行われるようにするため、経費や技術革新の動向などの専門的力量を備えた職員を養成し、体制を充実させること。
- ガス事業の内部留保金は、官民連携出資会社の運営にまわさず、あくまで市民へ還元し、有効に活用できるよう検討すること。

4. 市民のライフラインを守る職員の養成と職場環境の改善を

企業局が担う事業は、市民の健康で文化的な生活を支える重要なライフラインであり、きわめて公共性が高い。そのため市民には安全・安心の運営とサービスが提供されなくてはならず、事業を担う職員には技術だけではなく、知識、経験が欠かせない。

- マルチ職員の養成が行われているが、市民対応、現場対応を自らの判断で行えるようマニュアル

に頼らない専門職として、技術のみならず知識や経験を継承できるよう計画的な職員養成を進めること。

- 安易な包括的民間委託はやめ、必要に応じて業務ごとの委託を導入するなど、発注内容を確実にモニタリングできるようにすること。
- 工期短縮やコスト削減などの効果を見込み、施設整備にデザインビルド方式を導入しているが、設計・施工を丸投げすることで過大投資になったり、市のチェック機能が低下しないよう適切な市の関与を位置づけること。
- 不祥事からの信頼回復のために研修が重ねられているが、研修だけでなく風通しのよい職場づくりなど、職員同士のコミュニケーションを重視した日常的な取り組みを、管理職を先頭に推進すること。

5. 生活困窮者に対する料金減免制度の創設を

- 福祉部局と連携し、生活困窮世帯への料金減免制度を創設すること。
- 生活困窮などによる料金滞納については、機械的な対応とならないよう生活実態や事情を丁寧に把握し、引き続き市内の生活困窮支援連絡会で情報共有して、市民の暮らしを守る対応を行うこと。

教育委員会

1. いじめを乗り越え、子どもの権利条約に基づいた安心して学び成長できる学校へ

1) 子どもの権利条約を活かした学校づくりを

①子どもの最善の利益を守り、成長を支える教育を

- 「子どもの権利条約」の精神に則り、子どもの権利を、わかりやすく丁寧に学べる時間を中学校の社会科の授業だけでなく確保・充実すること。
- 子どもたちをはじめ学校、家庭、地域においても「子どもの権利条約」について、理解し徹底できるようわかりやすいパンフレットの作成や講演などに取り組むこと。
- 地域の協力を得ながらいろいろな機会を活用して子どもたちの発言を保障し、子ども同士や周囲の大人や地域との相互理解、信頼、連帯感を深められるよう子ども主体の自主的活動を増やすこと。
- 子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、抱えている問題も複雑化・多様化している。子どもに寄り添った相談がしやすい体制、環境づくりに、市長部局とも連携し、これまでの取り組みを検証してさらに強めること。
- いじめの相談や情報が寄せられたり、校内での事故が発生した際には、まずは子どもの命が最優先という原則を共通認識とし、教育委員会・教職員に徹底、連携・協力の体制で取り組むこと。
- いじめをなくす取り組みにおいて成績主義、取り締まり的な対応ではなく、子どもに寄り添った対応が求められる。未然防止と言うのであれば、子どもたち一人ひとりに目が行き届く、教職員の体制強化をはじめスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員など学校現場への支援を強めること。
- 部活動における不適切な指導が報告されている。教育委員会が責任を持って、実態を把握し、具体的に改善に取り組むこと。
- 中学生の職場体験学習の実習先に自衛隊が含まれているが、自衛隊は、労働権も保障されず、命令に従わなければ処罰されるという、他の職業にはない厳しい職務が要求される。軍事的行為につながる自衛隊での職場体験を、他の職場体験と同列に扱うべきではなく、市内中学校で自衛隊

への職場体験は行わないこと。

- 国の方針に先駆けて市内小学校では英語教育が本格導入されたが、子どもたちの学びの実態や、教員の取り組み状況、時間配分などを適切に把握することが重要である。現場の声を聞き、この間の取り組みの検証を行って教職員にとっても子どもたちにとっても負担感や無理のない取り組みとなるよう、現場への支援を強めること。
- 現在進められようとしているプログラミング教育は、国際競争に勝ち抜く人材育成を目標としており、本来の教育の目標である一人ひとりの「人格の完成」とは逆行する。子どもたちの成長・発達段階にはその時々につけるべきこともあり、視力や体力低下などの健康被害も危惧される。さらには経済的貧困が教育的貧困につながることも深刻化している。そうした懸念を払拭できる条件整備もなく、拙速に導入しないこと。

②教職員の労働環境改善へ取り組みの強化を

- 超過勤務を軽減・解消するために、業務の ICT 化や放課後の業務効率化などが行われているが、その成果の検証や必要な改善を図るとともに、抜本的な解決策として教職員の増員に努めること。
- 様々な学校課題の解決が困難、深刻さを増している。課題への対応を個人任せにせず、法律相談やスクールロイヤーを配置した取り組みの検証を行い、組織として課題解決に向けた取り組みを強めること。
- 部活動の指導による過労が問題化している。実態の把握に努め負担軽減の取り組みを進めること。
- 子どもたちの健やかな学習活動と、教員の子どもたちと向き合いふれあう時間を保障するために、さらなる少人数学級の推進や複数担任制を促進すること。
- 現場の実態に相応しい職員が配置されるよう、引き続き国・県に対して強く要望すること。
- 学校用務員の人員削減、委託化が進められているが、学校環境の整備や学校運営の円滑化のために果たす役割は大きい。学校は教員のみならず、養護教諭や事務職員、用務員といった他職種の大人の支えがあってこそ、子どもたちの豊かな成長が実現できる。あらためてその役割を認識し、学校用務員の職務内容の徹底、研修の強化を行うとともに、民間委託ではなく正規化に向けて取り組むこと。

2) 一人ひとりが健やかに成長できる教育の保障を

①教育権を保障する学校環境整備を

- 小中学校は地域のまちづくりの重要な拠点であり、地域性も様々であることから、統廃合については単に児童数だけで判断するのではなく、地域住民との話し合い、コミュニティスクールの取り組みの検証も行い地域住民の納得のいく形で進めること。
- 行き届いた教育の保障のため、引き続き 30 人学級の早期実現に向けて、国・県に強く働きかけるとともに、市独自のさらなる少人数学級実現に引き続き取り組むこと。
- 中学校給食の実施にあたり、東部学校給食共同調理場の移転新築が本格的に始まる。市民が望む「安全でおいしい」「地産地消」「防災機能」「アレルギー対応」などを実現し、子どもたちの健やかな成長を助ける給食の実施に向け、市が責任を持ってチェックする体制をつくること。
- 中学校給食の実施については、学校現場から不安の声もあがっている。現場の要望や子どもたちの実態を聞き取り丁寧な対応を行い、円滑な導入に努めること。
- 学校図書館の充実のため、すべての学校に専任の学校司書が常時配置できるよう、引き続き国・

県にも財政支援を求めながら、市としても専任の学校司書を増員するなど拡充を図ること。

- 学校施設の大規模改修が順次進められているが、体育館の床や照明施設、清掃用具などの老朽化、不具合が多く、学校で見受けられる。特にこの間地震や台風、猛暑など自然災害が多発しており、適切な管理が求められている。定期的に学校巡回を行い、速やかに適切な改修、補修、補充を行えるよう予算を増額すること。
- 特別支援学校のマンモス化が深刻になっている。児童、生徒の教育環境改善のために、引き続き県に対し、大津市南部に特別支援学校の新設を要望すること。県の対応が行われないようであれば、市立の特別支援学校の設置を検討すること。
- 特別支援学級は、子どもたち一人ひとりの学習権を保障するために、教員の複数配置など実態に即した適切な体制を県に求めるとともに、当面、市独自で配置すること。
- 医療的ケアが必要な児童生徒の教育を受ける権利を保障するために、教育委員会が責任を持って通学を保障し、等しく教育を受けられるよう福祉部局と連携し送迎の体制整備に取り組むこと。

②経済的格差を持ち込ませない教育へ

どの子どもにも希望する就学を保障していくことは、貧困の連鎖を断ち切り個人の能力を開花させていく上でも、ひいては社会の発展にとっても重要なことである。

- 子どもの貧困が広がり深刻になる中、どの子どもも等しく教育を受けることができるように、就学援助の基準を生活保護基準額の1.5倍に引き上げること。
- 国は2010年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を就学援助費の支給品目に加えた。本市でも支給品目に加えること。
- 新入学用品費（入学準備金）は、すべての対象者に入学前の実際に必要な時期に支給できるようにすること。
- 就学援助費給付のための国庫負担割合を増やすよう、国に強く求めること。
- 生活保護基準の見直しによって、家庭内学習に不可欠の参考書や問題集などの購入費用が学習支援費の対象から外された。教育を受ける権利を保障するため、国に対して復活を求めるとともに、クラブ活動費についても請求・支給漏れがないように、生活福祉課と連携し周知に努めること。
- スクールランチおよび志賀・葛川中学校の給食費についても就学援助の対象とすること。
- 給食費未納家庭の対応は保護者の状況を把握し、経済的な問題の場合は就学援助や生活保護の制度につなぐなど丁寧な対応を行うこと。
- 子どもの貧困が進む中、貧困を拡大する給食費の値上げを行わないこと。
- 公立小中学校の給食費の無償化を実施するために国費の投入を国に求めること。
- 大津市においても給食を教育の一環として、食育の推進、子育て支援、少子化対策として給食費の無償化に向けて取り組むこと。
- 制服代の保護者負担が大きい。各校独自の取り組みに任せるのではなく、すべての学校において「制服リユース」が行えるよう市が主体的に取り組み、保護者への周知に努めること。

③子どもや学校の自主性を重んじ、民主主義を守る教育の推進を

- テスト学力の重視や、競争を助長することにつながる全国一斉学力テストへの参加は中止すべきである。また、序列化や競争が生じないように配慮するとして結果を公表しているが、学校間の競争を煽り、子どもの発達のがみを引き起こすことが懸念される。学校ごとの結果公表は行

わないこと。

- 教育は、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が保障されなければならない。この認識に立ち、教育委員会は管理や統制ではなく、各学校において民主的な運営が行えるよう、現場の教員の意見を尊重し、自主性を保障する支援を行うこと。
- 若者が主権者として政治に関心を持ち、自覚的に選挙権を行使できるように、義務教育の時期から、主権者としての自覚と成長を支える教育を、市議会との連携をはじめ具体的に実施すること。
- 日の丸・君が代については、国民の中に大きな意見の対立もある。学校現場への日の丸・君が代の強制は行わないこと。
- 道徳教育は、すべての人に人間の尊厳があることを土台にし、子ども一人ひとりの選択による価値観形成を大切にすることが基本である。多様な価値観を認め、特定の考えを押しつけることがないように取り組むこと。

④通学路の安全と災害に強い学校づくりの推進を

- ブロック塀の倒壊や、側溝での事故なども起こっている。通学路の安全確保の取り組みを強めること。
- 子どもたちの命を守ることを第一に、学校施設内の安全点検を行うとともに、学校防災教育アドバイザーの活用など専門的助言と現場教師の視点も活かした実践的な防災訓練の取り組みを強めること。

2. 豊かな市民生活を育む文化施策の充実を

①地域コミュニティの拠点として公民館の充実を

- 公民館は、生涯学習の場であるとともに、その地域での「まちづくり」「コミュニティづくり」の拠点となっている。市民の学ぶ権利と自由を保障するため、コミュニティセンター化はしないこと。
- 公民館は市民センターの併設施設として、学校施設同様、災害時の市民の避難場所となっている。耐震改修を進めるとともに、老朽化している公民館の施設改修や設備・備品の計画的な修理を行うこと。雨漏りやエアコンの修理など緊急の修繕にも迅速に対応をすること。
- 条件付きの利用者団体登録は利用者団体の減少につながっている。制度は撤回し、市民の様々な社会教育活動を保障して、公民館が地域コミュニティの拠点としての役割が果たせるよう、地域住民、利用者団体との丁寧な関係づくりや連携協力に努めること。

②豊かな公立図書館の実現へ

- 市立図書館のあり方と充実については、図書館協議会の意見や図書館職員へのアンケート、市民アンケートを尊重し、公立図書館としての機能を充実させること。
- 公的な役割を果たすために今後も指定管理者制度の導入は行わず直営とすること。
- 深刻化する書庫の不足に対応するため、場所の確保、適正管理を行うための施設整備に引き続き取り組むこと。
- 施設の老朽化も著しいことから、施設改修の予算を増やし引き続き計画的に改修を進めること。
- 本市の図書館予算や図書の貸出数は県内でも最低レベルである。図書購入費を増額するとともに、図書館司書の確保は嘱託ではなく資格を有する正規での職員配置を行うこと。
- 図書の貸し出しを補う移動図書館の巡回場所を増やすこと。

- 本館の駐車場を確保すること。
- 図書館など「公立社会教育施設」の所管を首長部局へ移管することは、社会教育行政の衰退につながる恐れがあり、引き続き教育委員会が所管すること。

③市内の重要遺跡や史跡の整備促進を

- 文化財保存事業に係る補助制度の継続、拡充を引き続き国に求めること。
- 国からの予算の確保とともに、市の予算を措置して史跡整備を促進すること。
- 発掘が行われた文化財や史料の収納・展示などの場所が不足している。施設整備など適切な管理ができるように引き続き取り組むこと。

④郷土の歴史を知り、情報発信の場としての歴史博物館の充実を

- 市内の身近な歴史・文化・史跡などに関わる展示や、市民と協働の企画展の充実と市内外に対する企画展など情報提供、広報活動を引き続き強化すること。
- 展示物の破損を防ぐためにも、計画的に予算を確保し施設改修を順次進めること。

消防局

1. 基準消防力に見合った職員の増員と消防力の強化・充実を

- 台風の大型化や集中豪雨などの頻度が増し、災害対応の強化・充実が急がれる。市民の命を守る消防職員の健康管理のためにも、消防職員を基準消防力へ近づけるよう増員を図ること。
- 国家資格の救急救命士および認定救急救命士の資格を積極的に取得できるようにするとともに、予防技術資格者（消防庁告示）についても増員を図ること。また、新人研修期間を想定して、職員の増員を行うこと。
- 中消防署の移転先については、庁舎整備と関係することから市長部局と連携し、早急に決定すること。
- 山岳事故の増加や水難事故等の救助に対応できる資機材の充実を図るとともに、専任救助隊の配備に努めること。

2. 消防団、自主防災組織、地域の活動への支援充実を

- 地域の消防団の資機材は、活動に支障のないよう点検し、買い替え・充実が随時行えるよう予算を確保すること。
- 自然災害が多発している。消防局・消防団・自主防災組織・市民がよりいっそうつながりを強め、防災活動にあたれるように支援を強化すること。
- イベント等において未届けで開設している露店に対し、指導と周知徹底を図り事故につながらないよう安全を確保すること。

3. 地区防災計画の策定に向けて、危機防災課とも連携した支援を

- 各学区での地区防災計画が策定できるよう支援すること。
- 自治会未加入世帯に対しても防災対策の意識啓発や情報の周知ができるよう取り組むこと。

4. 火災報知器の設置促進の支援を

- 住宅用火災警報器の設置義務化で設置率が向上してきたが、引き続き設置率向上に、取り組みを

強めること。

- 火災による高齢者などの犠牲が多い。取り付け作業が困難な方に対し、各消防署が取り付け支援を行っていることの周知を図ること。
- 低所得者などに対して、補助制度をつくるなどの対策を検討すること。とりわけ市営住宅の設置について、都市計画部とも連携し予算措置を行うこと。
- 電池切れや時間経過による不備がないかなど、管理面での指導・周知も行うこと。

5. 人命最優先の救急体制を

- 国は軽症者の救急車利用を抑制するとして、救急搬送の有料化を検討しているが、引き続き救急車の適正な使用について市民に働きかけ、有料化はしないこと。